

# 豊川市広域受援マニュアル

令和5年4月

豊 川 市



# 目 次

## 第1章 基本方針

- 1 豊川市広域受援マニュアルの位置づけ…………… 1
- 2 本マニュアルの適用条件…………… 2
- 3 南海トラフ地震など大規模災害発生時の初動対応…………… 2
  - (1) 市災害対策本部
  - (2) 県、市災害対策本部共通
- 4 市災害対策本部と応援部隊との連携…………… 2
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策…………… 3
- 6 タイムラインに応じた行動目標…………… 3
- 7 経費負担…………… 4

## 第2章 輸送ルートの確保に係るマニュアル

- 1 要旨…………… 5
- 2 緊急輸送活動の実施に必要なルート…………… 6
  - (1) 陸路
  - (2) 空路
  - (3) 海路
- 3 緊急輸送活動の実施に必要なルート(陸路)に対する  
発災時の措置…………… 12
  - (1) 被害情報の収集・共有
  - (2) 通行確保に関する措置
  - (3) 交通規制の実施

## 第3章 救助・救急、消火活動に係るマニュアル

- 1 要旨…………… 14
- 2 広域応援部隊等への派遣要請…………… 14
  - (1) 警察災害派遣隊
  - (2) 緊急消防援助隊
  - (3) 自衛隊
  - (4) 海上保安庁
- 3 部隊間の活動調整…………… 19
- 4 広域応援部隊の活動に必要な拠点…………… 20
  - (1) 救助活動拠点の確保

## (2) 救助活動拠点の開設

### 第4章 医療活動に係るマニュアル

- 1 要旨……………21
- 2 発災直後のDMAT等の受入れ等……………21
  - (1) DMAT等受援活動の概要
  - (2) 発災直後のDMAT派遣
- 3 広域医療搬送活動……………24
  - (1) 広域医療搬送活動の概要
  - (2) 主な機関の役割分担

### 第5章 物資調達に係るマニュアル

- 1 要旨……………28
- 2 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点及び国のプッシュ型支援……………29
  - (1) 広域物資輸送拠点
  - (2) 地域内輸送拠点
  - (3) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び供給量
  - (4) 飲料水の調達
- 3 緊急物資受入れに関する県の組織体制……………31
  - (1) 本部チーム
  - (2) 物資搬送チーム
  - (3) 県内の物資輸送
- 4 緊急物資受入れに関する市の組織体制……………32
  - (1) 食糧調達班及び物資調達班
  - (2) 公共土木施設各班
  - (3) 市内の物資輸送
- 5 プル型支援の要請……………36

### 第6章 燃料調達に係るマニュアル

- 1 要旨……………37
- 2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給……………37
- 3 業務継続が必要な施設への「優先供給」……………38
  - (1) 優先供給施設
  - (2) 発災時の対応

4	臨時の給油施設の開設	39
	(1) 事前の対策	
	(2) 災害時の対応	

## 第7章 電気・ガス・通信の復旧に係るマニュアル

1	要旨	41
2	電気の復旧	41
3	ガスの復旧	41
4	通信の復旧	42

## 第8章 廃棄物の処理に係るマニュアル

1	要旨	43
2	収集運搬体制	43
3	応援要請	43

### 【資料編】

別図1-1	南海トラフ地震など大規模災害における国・県・市・実動部隊等による各活動の想定されるタイムライン(イメージ)
別図3-1	【参考】広域応援部隊等の市内への進出の流れ
別図4-1	【参考】DMAT派遣の流れ
別図4-2	【参考】広域医療搬送される患者の流れ
別図6-1	【参考】業務継続が必要な重要施設への優先供給フロー
別表2-1	豊川市内の緊急輸送ルート(路線及び区間)
別表2-2	豊川市内の交通規制対象路線
別表2-3	拠点間の標準アクセスルート(豊川防災倉庫～各拠点防災倉庫)
別表2-4	拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)
別紙3-1	緊急消防援助隊の応援等要請様式
別紙3-2	自衛隊の災害派遣要請依頼様式
別紙3-3	自衛隊の撤収要請依頼様式
別紙3-4	海上保安庁に対する災害の支援要請様式



# 第1章 基本方針

## 1 豊川市広域受援マニュアルの位置づけ

- (1) 豊川市広域受援マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成29年6月23日中央防災会議幹事会。以下「具体計画」という。)及び「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」(令和5年3月愛知県防災安全局。以下「県計画」という。)に基づき、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、国が愛知県を通して豊川市に対して行う応援について、本市が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために必要な対応について定めたものです。
- (2) 本マニュアルでは、国及び愛知県が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給及び電気・ガス・通信事業者の応急復旧作業、廃棄物の処理について、迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、市が行うべき事項を中心に、当該事項に関連してその他防災関係機関(指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市と協定を締結した事業者を含む。以下同じ。)等が実施すべき役割等も含めて定めています。
- (3) 本マニュアルは、豊川市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)のほか、市が策定した各計画との整合を図りつつ定めています。
- (4) 南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、本市の被害状況が明らかになり、本マニュアルの内容を変更して活動を実施すべき事態が発生した場合、市災害対策本部は、その状況に応じて本マニュアルに記載した活動内容を変更し対応します。
- (5) 本マニュアルは、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における本マニュアルの実効性を高めていくため、具体計画及び県計画の修正、実動訓練・図上訓練等を通じた検証、国・県・市・その他防災関係機関等の体制変更、施設や資機材等の整備の進捗に応じて、随時必要な見直しを行います。

また、本マニュアルに関する個別具体的な運用等については、今後、市担当部署及び関係機関が調整し、詳細な内容を検討・確定していきます。

## 2 本マニュアルの適用条件

- (1) 地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方の3地域いずれにおいても、震度6強以上の震度が観測された場合又は大津波警報が発令された場合、国は被害全容の把握を待つことなく、国の具体計画に基づき、また愛知県も県計画に基づき災害応急活動を開始することから、市は本マニュアルに基づく対応を実施します。
- (2) 本マニュアルは、(1)の判断基準を満たさない大規模災害が発生した場合にも、国や愛知県の応援の状況を踏まえつつ、必要に応じて本マニュアルの一部又は全部について適用します。

## 3 南海トラフ地震など大規模災害発生時の初動対応

### (1) 市災害対策本部

- ア 県外からの応援部隊が来るまでの間は、豊川警察署、豊川市消防本部、豊川市消防団等の防災関係機関と自主防災組織等により人命救助のための活動等を行います。
- イ 愛知県災害対策本部(県方面本部)に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行います。
- ウ 救助活動等は、市防災計画等に定められた災害応急対策に基づき実施します。

### (2) 県、市災害対策本部共通

県外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、応援部隊等の展開に必要な緊急輸送ルート、救助活動拠点の使用可否情報や被害情報の提供、その他の必要な支援を行います。

## 4 市災害対策本部と応援部隊との連携

- (1) 救助活動等は、市、防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁等多数の応援部隊が合同で実施することから、相互に調整及び連携し、情報を共有する必要があります。  
このため、本市では豊川市防災センター2階に「災害活動センター」を開設し、災害対策本部と応援部隊の情報の共有を図ります。



(2) 広域的な応援を円滑に受け入れ、災害応急対策を効果的に実施するため、市災害対策本部は、災害活動センターにおいて、各応援部隊、救助・救急、消火活動、医療活動等を行っている市内実施機関と合同会議を通じて、情報共有と状況認識の統一を図り、災害応急対策を進めていきます。

(3) 合同会議における主な共有事項及び調整事項については以下のとおりです。

#### ア 共有事項

- (ア) 気象情報、土砂災害に関する情報等、応援部隊の安全確保に必要な情報
- (イ) 被害情報が確認されていない地域(情報空白域)の特定
- (ウ) 要救助者発見場所及び多数の要救助者発生が想定される建物倒壊等の情報
- (エ) 大規模火災、河道閉塞等、拡大防止が必要となる災害の情報
- (オ) 緊急輸送ルート、燃料の確保等、部隊の活動支援に関する情報

#### イ 調整事項

- (ア) 救助・救急、消火活動に係る応援部隊の市内における配分調整、追加派遣等
- (イ) 医療活動に係る広域医療搬送実施に向けた患者搬送用のヘリ離発着場の調整、D M A T等の医療チームの追加派遣等
- (ウ) 電気、ガス、通信事業者部隊の市内における配分調整、追加派遣等
- (エ) 物資調達に係る物資搬送の調整、物資の追加搬送等
- (オ) 物資・部隊輸送等の輸送活動に係る進出ルートの調整等
- (カ) 災害応急対策上重要な施設等への燃料供給
- (キ) その他、必要となる国・愛知県への要請事項

## 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員の感染症対策等を推進します。

## 6 タイムラインに応じた行動目標

(1) 具体計画及び県計画で設定された発災からの経過時間に応じたタイ

ムラインに基づき、本マニュアルにおけるタイムラインを別図 1 - 1 のとおり設定します。

(2) 防災関係機関等は、このタイムラインを踏まえ、市災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な災害応急対策を実施します。

(3) このタイムラインに定めた内容は、国・県・市の複数の防災関係機関等が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給及び電気・ガス・通信事業者の応急復旧作業を整合的かつ調和的に行うための目安です。実際には南海トラフ地震等の大規模災害の実情に応じて相違があることに留意する必要があります。

## 7 経費負担

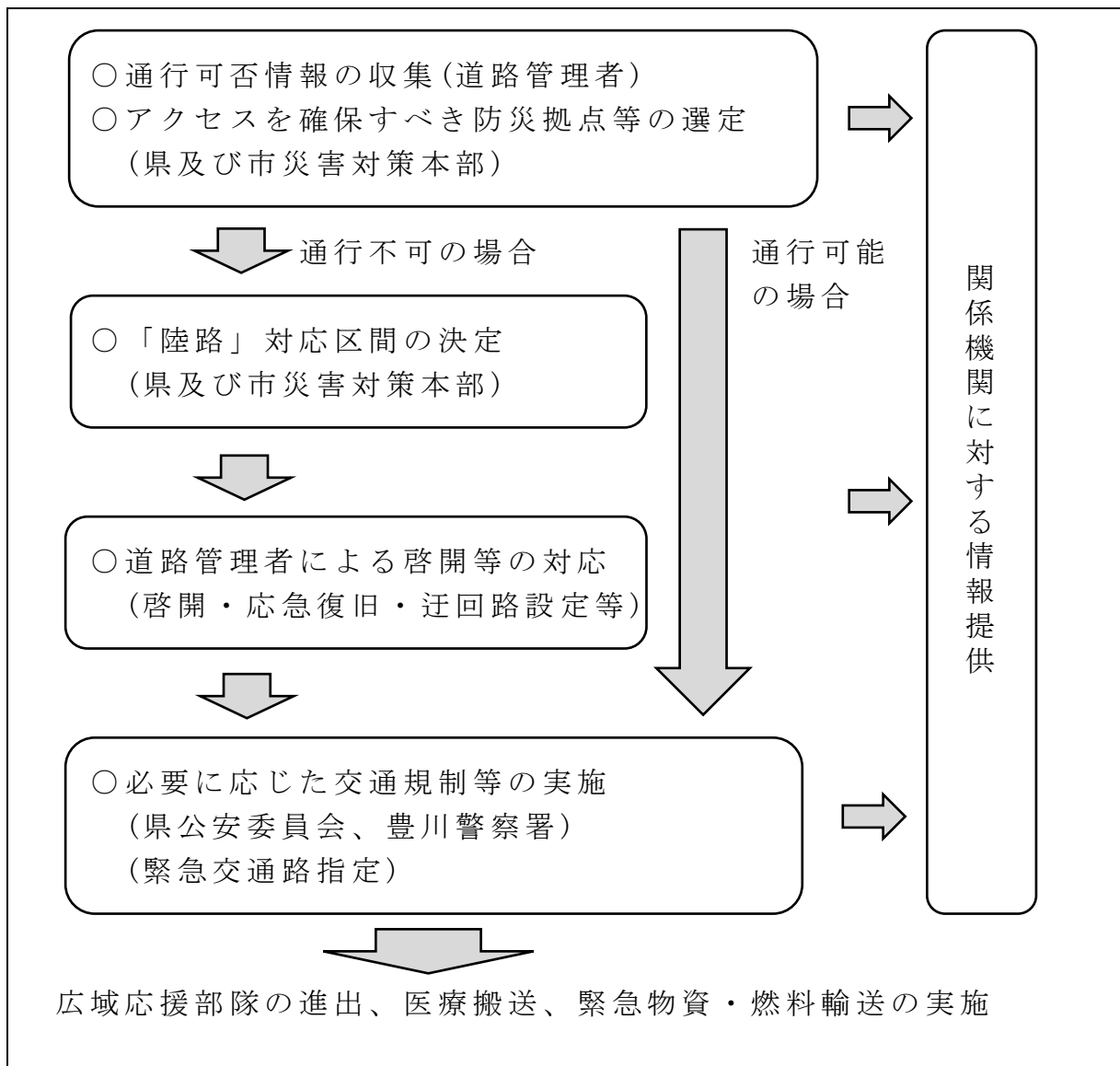
救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市及び防災関係機関等が負担します。

## 第2章 輸送ルートの確保に係るマニュアル

### 1 要旨

- (1) 市は、被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての被害応急活動の基礎であることに鑑み、人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるよう、輸送ルートの確保に関するマニュアルを事前に定めます。
- (2) 愛知県は、県計画において輸送ルートの確保に係る計画を策定済みとなっています。本マニュアルでは、県計画との整合性も考慮し、市内における輸送ルートを設定しています。
- (3) 被災地への進出経路については、陸路を基本とします。しかし、道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて、空路又は海路も活用します。
- (4) 本マニュアルにおける輸送ルートの確保に関する発災後の対応フローを図2-1のとおり設定します。

図 2 - 1 輸送ルートの確保に関する発災後の対応フロー



## 2 緊急輸送活動の実施に必要なルート

### (1) 陸路

ア 具体計画を踏まえ県計画で定めた緊急輸送ルートのうち、本市に係る輸送ルートは、表 2 - 1 のとおりです。

県計画との整合性を図りつつ本マニュアルで定めた緊急輸送ルートは、別表 2 - 1 のとおりです。

なお、緊急輸送ルートは、市防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、高速道路及び主要国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が想定される地域及び防災拠点に到達するための必要最低限のルートとして選定しています。

表 2 - 1 県計画の緊急輸送ルート of 路線及び区間 (豊川市関係抜粋)

道路種別	路線名	区間		管理者
高速自動車国道	東名高速道路	静岡県境 (新城市)	小牧市 小牧 I C	NEXCO 中日本
一般国道	国道 1 号	豊橋市 豊橋東 I C	豊川市 音羽蒲郡 I C	国土交通省
県道	長沢蒲郡線 (73 号)	豊川市 音羽蒲郡 I C	蒲郡市清田町 上大内東交差点	愛知県

イ 県の地域防災計画で定めた大規模災害時の交通規制対象路線、緊急交通路指定予定路線及び検問所のうち、本市に関係する路線及び検問所は表 2 - 2、表 2 - 3 及び表 2 - 4 のとおりです。

県計画との整合性を図りつつ本マニュアルで定めた交通規制対象路線は、別表 2 - 2 のとおりです。

表 2 - 2 県計画の交通規制対象路線 (豊川市関係抜粋)

路線名・路線番号	起点	終点	距離 (km)
<b>【最優先路線】</b>			
東名・名神高速道路	豊川 I C (静岡県境)	一宮 I C (岐阜県境)	106.4
国道 1 号	豊橋市東細谷町 (静岡県境)	弥富市五明町 (三重県境)	93.7
国道 23 号	豊橋市東細谷町 (豊橋東 I C)	弥富市富島 1 (三重県境)	110.6
国道 151 号	豊川市小坂井町 (宮下交差点)	豊根村新野峠 (長野県境)	86.9
<b>【優先路線】</b>			
国道 247 号	熱田区伝馬 1 (熱田神宮南交差点)	豊川市小坂井町 (宮下交差点)	117.6
<b>【重点路線】</b>			
国道 362 号	豊川市馬場町 (馬場町交差点)	豊橋市嵩山町 (静岡県境)	9.0
(主)国府馬場線(5号)	豊川市御油町 (追分交差点)	豊川市馬場町 (馬場町交差点)	7.7
(主)東三河環状線 (31号)	豊川市八幡町 (横道西交差点)	豊川市御津町 (入浜交差点)	4.7
(主)豊橋乗本線 (69号)	豊橋市旭本町 (旭橋交差点)	新城市一鍬田 (一鍬田交差点)	15.8
(主)長沢蒲郡線 (73号)	豊川市長沢町 (音羽蒲郡 I C 交差点)	蒲郡市清田町 (上大内東交差点)	6.0

表 2 - 3 大規模地震発生時における緊急交通路指定予定路線及び区間(豊川市関係抜粋)

路線番号	路線名	始点	終点
①	東名高速道路	静岡県境(新城市)	小牧 I C (小牧市)

表 2 - 4 検問所(交付・選別・閉鎖 I C)一覧(豊川市関係抜粋)

番号	路線名	検問所名	用途
1	東名高速道路	豊川 I C	選別
2	東名高速道路	音羽蒲郡 I C	選別

ウ 県地域防災計画で指定した「中部版くしの歯作戦」(※)対象路線(豊川市内分)は、表 2 - 5 のとおりです。

(※) 国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に備え、救援・救護活動、緊急物資輸送を迅速に行うための道路啓開オペレーション計画。

表 2 - 5 愛知県内の「中部版くしの歯作戦」対象路線(豊川市関係抜粋)

路線名	区間		通称等	管理者
東名高速道路	新城市 (静岡県境)	小牧市 小牧 I C		NEXCO 中日本
国道 1 号	豊橋市東細谷町境川 (静岡県境)	弥富市小島町 (三重県境)		国土交通省
国道 23 号	豊橋市 豊橋東 I C	豊川市 豊川為当 I C	豊橋バイパス	国土交通省
	豊橋市八町通 1 丁目 西八町交差点	幸田町深溝 深溝愛宕山交差点		愛知県
国道 151 号	豊川市 豊川 I C	豊川市馬場町 馬場町交差点		愛知県
国道 247 号	豊橋市日色野町 日色野町交差点	豊川市小坂井町 宮下交差点	小坂井バイパス	愛知県
国府馬場線 (5 号)	豊川市八幡町 八幡町横道西交差点	豊川市馬場町 馬場町交差点		愛知県
東三河環状線 (31 号)	豊川市八幡町 八幡町横道西交差点	豊川為当町 豊川為当インター交差点		愛知県
長沢蒲郡線 (73 号)	豊川市長沢町 音羽蒲郡インター交差点	蒲郡市清田町 上大内東交差点		愛知県

エ 県計画では災害拠点病院として豊川市民病院が指定されています。災害拠点病院から航空搬送拠点(名古屋飛行場)にアクセスするルートは、表 2 - 6 のとおりです。

表 2 - 6 拠点間のアクセスルート

(災害拠点病院～航空搬送拠点(名古屋飛行場))

	道路種別	路線名	区間		管理者
豊川市民病院	市町村道	市道八幡町鐘鋳場弥五郎5号線	豊川市民病院	豊川市八幡町鐘鋳場八幡駅東交差点	豊川市
	市町村道	市道篠束野口線	豊川市八幡町鐘鋳場八幡駅東交差点	豊川市野口町新屋敷八幡町交差点	豊川市
	県道	国府馬場線(5号)	豊川市野口町新屋敷八幡町交差点	豊川市御油町行力追分交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	豊川市御油町行力追分交差点	豊川市音羽蒲郡IC	国土交通省
	高速自動車国道	東名高速道路	豊川市音羽蒲郡IC	名古屋市名東区名古屋IC	NEXCO 中日本
	高速自動車国道	名古屋第二環状自動車道	名古屋市名東区名古屋IC	名古屋市北区楠JCT	NEXCO 中日本
	都市高速道路	名古屋高速11号小牧線	名古屋市北区楠JCT	名古屋市北区豊山南出口	名古屋高速道路公社
	一般国道	国道41号	名古屋市北区豊山南出口	豊山町豊場幸田幸田交差点	国土交通省
	県道	名古屋空港中央線(448号)	豊山町豊場幸田幸田交差点	名古屋飛行場	愛知県

オ 県計画では広域物資輸送拠点として豊橋市総合体育館が、地域内輸送拠点として豊川地区防災倉庫が指定されています。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点へのアクセスルートは、表2-7のとおりです。

地域内輸送拠点である豊川地区防災倉庫から各拠点防災倉庫(音羽地区防災倉庫、御津北部防災倉庫、小坂井拠点避難地倉庫)へのアクセスルートは別表2-3、拠点防災倉庫から各避難所へのアクセスルートは別表2-4のとおりです。

表 2 - 7 拠点間のアクセスルート  
(広域物資搬送拠点～地域内輸送拠点)

	道路種別	路線名	区間		管理者
豊川地区 防災倉庫	市町村道	市道神野新田町 212 号線	豊橋市総合体育館	豊橋市神野新田町メノ割 豊橋市道神野新田町 253 号線交差	豊橋市
	市町村道	市道神野新田町 253 号線	豊橋市神野新田町メノ割 豊橋市道神野新田町 253 号線交差	豊橋市神野新田町メノ割 豊橋市道小向町神野 新田町 19 号線交差	豊橋市
	市町村道	市道小向町神野新田町 19 号線	豊橋市神野新田町メノ割 豊橋市道小向町神野 新田町 19 号線交差	豊橋神野新田スノ割 豊川橋南交差点	豊橋市
	一般国道	国道 23 号 (豊橋バイパス)	豊橋神野新田スノ割 豊川橋南交差点	豊橋市前芝町山内 豊川橋北交差点	国土交通省
	一般国道	国道 23 号	豊橋市前芝町山内 豊川橋北交差点	豊橋市日色野町新切 日色野交差点	愛知県
	一般国道	国道 247 号 (小坂井バイパス)	豊橋市日色野町新切 日色野交差点	豊川市小坂井町宮下 宮下交差点	愛知県
	一般国道	国道 151 号	豊川市小坂井町宮下 宮下交差点	豊川市馬場町御堂前 馬場町交差点	愛知県
	県道	国府馬場線 (5 号) (姫街道)	豊川市馬場町御堂前 馬場町交差点	豊川市中央通 1 丁目 豊川市道伊奈美 和通線交差	愛知県
	市町村道	市道伊奈美和通線	豊川市中央通 1 丁目 県道国府馬場線(5 号)交差	豊川地区防災倉庫	豊川市

カ 関係機関は、発災後、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送活動の実施に必要な道路に対して、通行可否情報の収集・共有、必要に応じた啓開・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動を最優先で実施します。

キ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標については、表 2 - 8 のとおりです。なお、表中に示した「アクセスを確保すべき目的地(防災拠点等)」は、基本的な考えを示したものであり、発災状況に応じて本マニュアルにない防災拠点等へのアクセスの確保が求められる場合もあります。また、確保目的についても、優先順位の指標を示したものであり、被災状況及び災害応急対策活動の状況に応じて変更が生じる場合があります。



表 2-8 アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標

用途	アクセスを確保すべき 目的地(防災拠点等)	起点	確保目標
災害対策全般	市災害対策本部	緊急輸送ルート	概ね 1~3 日以内
救助関係	警察災害派遣隊 救助活動拠点	豊川 I C 音羽蒲郡 I C	概ね 1~3 日以内
	緊急消防援助隊 救助活動拠点	豊川 I C 音羽蒲郡 I C	概ね 1~3 日以内
	自衛隊 救助活動拠点	豊川 I C 音羽蒲郡 I C	概ね 1~3 日以内
医療関係	災害派遣医療チ ーム(DMAT)等 救助活動拠点	豊川 I C 音羽蒲郡 I C	概ね 2 日以内
	災害拠点病院 (豊川市民病院)	航空搬送拠点 (名古屋飛行場)	概ね 2 日以内
物資関係	地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点	概ね 4 日以内
	各拠点防災倉庫	地域内輸送拠点	概ね 4 日以内
	各避難所	各拠点防災倉庫	概ね 4 日以内

※ 救助活動拠点は、施設の被災状況及び道路状況を考慮し変更する  
場合があるため、広域応援部隊の進出状況に応じて、開設及び接続  
確保の時期に差が生じます。

## (2) 空路

ア 空路の確保については、国及び愛知県が実施します。県災害対策本  
部は、政府現地対策本部に対して、航空機による広域応援部隊の人員  
輸送を行う場合は、発災後の点検により使用可能であることを確認の  
うえ、名古屋飛行場を使用するよう要請します。

イ 被災状況等を勘案し、名古屋飛行場の使用が難しい場合には、中部  
国際空港を使用するよう要請します。

## (3) 海路

ア 愛知県は、具体計画により愛知県内の海上輸送拠点を指定していま  
す。豊川市近隣の海上輸送拠点は、表 2-9 のとおりです。

表 2-9 愛知県内の海上輸送拠点(豊川市近隣抜粋)

港湾名	耐震強化岸壁	港湾管理者
三河港	蒲郡埠頭 9 号岸壁 船渡埠頭 3 号岸壁 田原埠頭 2 号岸壁 神野埠頭 7 号岸壁	愛知県

イ 海上輸送拠点は、陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾です。

ウ 県災害対策本部は、海路による輸送を実施する場合には、必要に応じて、港湾管理者、道路管理者との調整を行い、緊急輸送ルートから利用する岸壁までアクセスする道路の通行を確保します。

### 3 緊急輸送活動の実施に必要なルート(陸路)に対する発災時の措置

#### (1) 被害情報の収集・共有

ア 道路管理者は、発災後、別図1-1のタイムラインを念頭に、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送道路の点検、道路啓開等を行います。

イ 道路管理者は、緊急輸送ルート等に関する以下の情報について収集し、市対策本部に報告します。

(ア) 通行可能区間

(イ) 通行止め区間(通行止めの要因及び解除の見通し並びに当該区間の迂回路情報を含む)

(ウ) 点検中区間(点検完了の見通しを含む)

(エ) 未点検区間(未点検の要因を含む)

ウ 市災害対策本部は、収集した緊急輸送ルート等の通行可否情報、通行止め区間に対する迂回路情報等を県災害対策本部に報告するとともに、併せて広域応援部隊など関係機関等に情報を提供し共有します。

#### (2) 通行確保に関する措置

ア 市災害対策本部は、別図1-1のタイムラインを念頭に、被害状況及び応援部隊の進出状況等を踏まえ、救助及び救急活動拠点施設等の使用可否状況を確認のうえ、アクセスを確保すべき防災拠点等について決定します。

そのうえで、優先的に通行確保(道路啓開、迂回路設定等)を実施する区間について、あらかじめ指定しているルートを確認のうえ、道路管理者に対して、通行確保に必要な措置の要請又は指示を行います。

イ 通行確保の措置を行う場合は、「中部版くしの歯作戦」に基づく道路啓開活動との連携に留意しながら実施していきます。

### (3) 交通規制の実施

- ア 道路管理者は、道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため、通行止め等の措置を適切に実施します。
  
- イ 県公安委員会は、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道路啓開状況を考慮のうえ、高速道路の他、防災拠点等へ通ずる主要な道路について、緊急交通路に指定します。

## 第3章 救助・救急、消火活動に係るマニュアル

### 1 要旨

市は、愛知県へ警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請を行うとともに、県外から派遣される警察、消防、自衛隊の応援部隊（以下「広域応援部隊」という。）が使用するために、あらかじめ定めた救助活動拠点の開設、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れ、広域応援部隊が行う災害応急対策活動について必要な調整を行います。

広域応援部隊等の愛知県内の広域進出拠点及び進出拠点のうち、豊川市に係る部分の抜粋については、表3-1のとおりです。また、広域応援部隊等の市内への進出の流れは別図3-1のとおりです。

表3-1 愛知県内の広域進出拠点・進出拠点一覧（豊川市関係抜粋）

施設名称	所在地	アクセス (最寄りの緊急輸送道路)	警察庁	消防庁	防衛省
豊橋公園	豊橋市	国道1号		○	
尾張一宮PA(上り)	一宮市	名神高速道路	○	○	
内津峠PA(下り)	春日井市	中央自動車道	○	◎	
豊川駐屯地	豊川市	県道国府馬場線(5号)			◎
新城総合公園	新城市	国道257号		○	
新城PA(下り)	新城市	東名高速道路	○	○	

【凡例】◎：広域進出拠点 ○：進出拠点

### 2 広域応援部隊等への派遣要請

#### (1) 警察災害派遣隊

ア 市から豊川警察署への応援等要請

市災害対策本部は、災害状況の把握を行い、豊川警察署へ交通規制、避難誘導、救出救助、検視・調査及び身元確認の支援等について協力の依頼を行います。

イ 豊川警察署から県警察本部等への応援等要請

豊川警察署は、市災害対策本部からの応援要請を受け、保有する自己の警察官、装備資機材等だけで十分な対応が取れるか判断を行います。十分な対応が取れないと判断した場合は、県警察本部等への応援要請を行います。その後、必要があるときは県計画に基づき、県公安委員会から警察庁又は他の都道府県警察への応援要請を行います。

## ウ 任務

- (ア) 情報の収集及び連絡
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 救出救助
- (エ) 検視、調査及び身元確認の支援
- (オ) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (カ) 行方不明者の捜索
- (キ) 治安の維持
- (ク) 被災者等への情報伝達
- (ケ) その他県警察本部長が特に指示する活動

## エ 派遣要請手続き等

派遣要請に係る必要な手続きについては、県警察本部が行います。

## オ 警察災害派遣隊の市内の救助活動拠点候補地

警察災害派遣隊の市内の活動拠点候補地は、表 3-2 のとおりです。各施設の被災状況を確認したうえで、市は活動拠点を決定していきます。

表 3-2 警察災害派遣隊救助活動拠点候補地一覧

優先順位	施設名称	施設管理者名	住所
第 1 候補地	赤塚山公園	豊川市	豊川市市田町東堤上 1-30
第 2 候補地	曙グラウンド	豊川市	豊川市曙町 4 丁目 19-1

## (2) 緊急消防援助隊

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(以下「緊援隊アクションプラン」という。)に基づき、消防庁から緊援隊アクションプランの適用の連絡を受けた場合は、愛知県は速やかに県内消防本部にその旨を連絡するとともに、消防応援活動調整本部を設置します。

なお、被害状況等を踏まえ、愛知県が応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁へ報告します。

### ア 市長から愛知県への応援等要請の依頼

(ア) 市消防本部は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断します。

十分な対応が取れないと判断した場合は、緊急消防援助隊の応援要請の依頼を検討します。

(イ) 市長は、検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、愛知県知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡します。なお、県(知事)に連絡をとることができない場合は、直接、消防庁長官に要請します。

緊急消防援助隊の応援を要請する際の依頼書は、別紙 3 - 1 のとおりです。

イ 愛知県知事から消防庁長官への応援等要請

愛知県知事は、緊急消防援助隊応援要請連絡により、消防庁長官に対して応援等の要請を行います。

なお、市からの連絡を待ついとまがないと判断する場合は、市長からの連絡を待たずに応援等の要請を行うこともあります。

ウ 消防庁長官による出動の指示及び応援決定

消防庁長官は、各県の報告を踏まえ、応援県に対し出動の指示を行うとともに、愛知県に対し応援決定の通知を行います。

エ 市長への連絡

愛知県知事は、消防庁長官から応援等決定通知を受けた場合、速やかに被災地の市長及び代表消防機関である名古屋市消防局長への連絡を行います。

オ 市の受入れ体制

応援決定を受けた場合、市消防本部は、応援隊の受入れ体制を整えるとともに、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を消防署に設置します。

カ 緊急消防援助隊の市内の救助活動拠点候補地

緊急消防援助隊の市内の活動拠点候補地は、表 3 - 3 のとおりです。各施設の被災状況を確認したうえで、市は活動拠点を決定していきます。

表 3 - 3 緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧

優先順位	施設名称	施設管理者名	住所
第 1 候補地	音羽運動公園	豊川市	豊川市萩町口猿田 1
第 2 候補地	小坂井拠点避難地	豊川市	豊川市小坂井町倉屋敷 75-1

(3) 自衛隊

愛知県知事は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際、市からの要請等により自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第 1 0 師団長等に対して要請します。

## ア 市長から愛知県への災害派遣要請の依頼

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、愛知県知事に対して、次の事項を明示した要請依頼書により、自衛隊の派遣要請を依頼します。

ただし、緊急を要するときは、愛知県防災行政無線等又は口頭での依頼を行うことができます。この場合、事後速やかに要請依頼書を愛知県に提出します。

また、愛知県知事への依頼が出来ない場合は、その旨（当該地域に関わる災害の状況）を自衛隊に通知し、愛知県知事に対しても、その旨を速やかに通知します。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項(連絡責任者、救助活動拠点に関する情報等)

自衛隊の災害派遣を愛知県知事に要請する際の依頼書は、別紙 3-2 のとおりです。

## イ 災害派遣要請の内容

(ア) 車両、航空機等による被害状況の把握

(イ) 火災に対し、消防機関に協力して行う消火活動

(ウ) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要な援助

(エ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

(オ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

(カ) 道路又は水路の確保の措置

(キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫

(ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援

(コ) 防災要員等の輸送

(サ) 連絡幹部の派遣

(シ) その他愛知県知事が必要と認め要請した事項

## ウ 愛知県知事による派遣要請手続

愛知県知事は、上記アの事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第10師団長等に対して派遣を要請します。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができます。この場合、事後速やかに要請書を提出します。

エ 愛知県知事から市長への連絡

愛知県知事が派遣要請をしたときは、知事から派遣要請依頼を行った市長へ、自衛隊派遣を要請した旨の連絡が入ります。

オ 市の受入れ体制

愛知県知事から派遣要請をした旨の連絡を受けた場合、市長は、自衛隊の受入れ体制を整えます。

カ 自衛隊の市内の救助活動拠点候補地

自衛隊の市内の活動拠点候補地は、表 3 - 4 のとおりです。各施設の被災状況を確認したうえで、市は活動拠点を決定していきます。

表 3 - 4 自衛隊救助活動拠点候補地一覧

優先順位	施設名称	施設管理者名	住所
第 1 候補地	豊川駐屯地	防衛省	豊川市穂ノ原 1-1
第 2 候補地	スポーツ公園	豊川市	豊川市千両町折橋 20-1

キ 自衛隊の撤収要請の依頼

市長は、災害の復旧に目途が立った段階で、愛知県知事に対して、自衛隊の撤収の要請を依頼します。

自衛隊の撤収を愛知県知事に要請する際の依頼書は、別紙 3 - 3 のとおりです。

#### (4) 海上保安庁

愛知県知事は、海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合には、第四管区海上保安本部長に対し、応急措置の実施要請を行います。

ア 市長から愛知県への応急措置の実施要請の依頼

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、愛知県知事に対して、次の事項を明示した要請依頼書により、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼します。

ただし、緊急を要するときは、愛知県防災行政無線等又は口頭での依頼を行うことができます。この場合、事後速やかに依頼書を愛知県に提出します。

また、愛知県知事への依頼が出来ない場合は、直接海上保安署を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。この場合、事後速やかにその旨を愛知県知事に連絡します。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域及び活動内容



(エ) その他参考となるべき事項

海上保安庁の応急措置の実施を愛知県知事に要請する際の依頼書は、別紙 3 - 4 のとおりです。

イ 応急措置の実施要請の内容

(ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(ウ) その他県及び市が行う災害応急対策の支援

ウ 愛知県知事による応急措置の実施要請手続

愛知県知事は、上記アの事項を明らかにした要請書により、第四管区海上保安本部長に対して応急措置の実施を要請します。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができます。この場合、事後速やかに要請書を提出します。

エ 愛知県知事から市長への連絡

愛知県知事が応急措置の実施を要請したときは、知事より応急措置の実施要請依頼を行った市長へ、要請した旨の連絡が入ります。

### 3 部隊間の活動調整

(1) 市災害対策本部は、豊川市防災センター 2 階に「災害活動センター」を開設し、警察、消防、自衛隊等の部隊がそれぞれ連携を図りながら、円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう活動調整会議を適宜開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(救難情報、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有や活動方針等の調整を行います。

(2) 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行います。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)、国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動を行います。

(3) 救助・救急、消火活動等に従事する実働部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、市災害対策本部等及び実

働部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めます。

#### 4 広域応援部隊の活動に必要な拠点

##### (1) 救助活動拠点の確保

ア 市災害対策本部は、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れのため、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地(表3-2、表3-3、表3-4)の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模・設備等を考慮し、使用可能な救助活動拠点を選定し、その結果を県東三河方面本部(東三河総局)に報告します。

なお、選定にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部又は県東三河方面本部と協議を行います。

イ 県東三河方面本部は、管内の情報を取りまとめ、県災害対策本部に報告します。

ウ 県災害対策本部は、県東三河方面本部からの情報を元に、広域応援部隊と調整のうえ、使用する救助活動拠点を決定し、広域応援部隊、市災害対策本部等の関係機関に情報提供を行います。

##### (2) 救助活動拠点の開設

ア 救助活動拠点の開設は、広域応援部隊が行います。

イ 市災害対策本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、広域応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼します。

## 第4章 医療活動に係るマニュアル

### 1 要旨

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害発生時では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状況となることが想定されます。

(2) このため、愛知県は、全国から派遣されたDMATを始めとする医療チームによる救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制の確保、被災地内の地域医療搬送の支援、被災地での対応が困難な重症患者を被災地外の医療機関に搬送(以下「広域医療搬送活動」という。)し、治療する体制を構築するとともに、県内に派遣されたDMATの活動調整(ロジスティックチーム等の活動調整を含む)などを含め、被災地内における医療機関への支援・調整を行います。

DMATの派遣の流れについては、別図4-1のとおりです。

(3) また愛知県は、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保するため、国に対して必要な支援要請を行います。

### 2 発災直後のDMAT等の受入れ等

#### (1) DMAT等受援活動の概要

ア 国は、被災地外都道府県に対し、DMAT等の派遣を要請するとともに、遠隔地に所在するDMAT等については、被災地外の参集拠点候補地に参集するよう要請を行います。

イ 国は、被災地外の参集拠点候補地に参集したDMAT等について、被災地内の参集拠点候補地まで、陸路又は空路により移動するよう調整します。

ウ 愛知県DMAT調整本部(以下「DMAT調整本部」という。)は、他都道府県から派遣されたDMAT等に対して、DMAT活動拠点本部(※1)、DMAT調整本部、航空搬送拠点臨時医療施設(以下「SCU」という。)本部(※2)等での活動ができるよう調整します。

(※1) DMA T調整本部の指揮の下、市内の活動拠点候補地に設置される、参集したDMA Tの指揮及び調整等を行う本部。

(※2) DMA T調整本部の指揮の下、SCUに設置される、SCUに参集したDMA Tの指揮及び調整等を行う本部。

本市におけるDMA T活動拠点本部候補地は、表4-1のとおりです。各施設の被災状況を確認したうえで、市は活動拠点本部を決定していきます。

表4-1 DMA T活動拠点本部候補地

施設名称	施設管理者名	住所
豊川市民病院 (災害拠点病院)	豊川市	豊川市八幡町野路23

## (2) 発災直後のDMA T派遣

### ア DMA Tの派遣要請

#### (ア) 国の措置

- ① 発災直後、全てのDMA T指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMA T活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省からの要請を待たずに、DMA T派遣のための待機を行います。
- ② 緊急対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される県(愛知県を含む。)へのDMA T派遣を要請します。

当該要請に基づくDMA T派遣は、派遣先の県が要請を行ったものとみなします。

#### (イ) 県の措置

- ① 県災害対策本部内に保健医療調整本部を設置するとともに、保健医療調整本部内にDMA T調整本部を設置します。
- ② DMA T調整本部は、国及び被災地外都道府県に対して、DMA Tの派遣を要請します。
- ③ DMA T調整本部は、被災地外都道府県から派遣されたDMA Tの活動調整などを含め、被災地内における医療機関への支援を行います。

#### (ウ) 市の措置

- ① 市災害対策本部は、発災後の状況を把握し、DMA Tによる医療支援が必要と判断した場合は、豊川保健所内に設置される保健医療調整会議を通じてDMA T調整本部へ派遣要請を行います。

- ② 市災害対策本部は、各施設の被災状況を確認したうえで、保健医療調整会議と調整のうえ、DMAT活動拠点本部設置場所を決定していきます。決定した場所については、保健医療調整会議を通じてDMAT調整本部に連絡します。
- ③ 市災害対策本部は、市内で活動中のDMATとの調整を、DMAT活動拠点本部及び保健医療調整会議と随時実施し、DMATの活動状況の把握と活動支援を行います。

## イ DMATの参集

### (ア) 陸路参集

- ① DMATは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則としています。
- ② 自らの所在する都道府県に派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集することとなっています。
- ③ 具体計画に定められた、県境を越えて陸路で参集するDMATの参集拠点候補地は、表4-2のとおりです。

表4-2 愛知県へ参集するDMATの陸路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	足柄SA(静岡県)、浜松SA(静岡県)、名古屋飛行場(愛知県)、土山SA(滋賀県)

※ 中部地方(静岡県、愛知県、三重県)に参集するDMATの参集拠点候補地

### (イ) 空路参集

空路で参集するDMATの被災地内の参集拠点候補地は、表4-3のとおりです。

表4-3 愛知県へ参集するDMATの空路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	名古屋飛行場(愛知県)、静岡空港(静岡県)

※ 中部地方(静岡県、愛知県、三重県)に参集するDMATの参集拠点候補地

### (ウ) DMAT派遣先の調整

- ① 保健医療調整本部は、DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部等と連携し、被害状況等に応じて、DMAT活動拠点本部、SCU本部等にDMATを派遣します。
- ② 保健医療調整本部は、①以外に、DMAT活動拠点本部及び保

健医療調整会議等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMATの派遣を調整します。

- ③ 保健医療調整会議は、市災害対策本部等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMAT活動拠点本部や保健医療調整本部に医療支援を要請します。

#### ウ DMATへの任務付与及び指揮

- (ア) DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮します。
- (イ) DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、派遣されたDMATに対して具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行います。
- (ウ) DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行います。
- (エ) DMAT調整本部と愛知県消防応援活動調整本部は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等を共有し、医療搬送、現場活動等の密接な連携を図ります。

#### エ DMATからの医療の引継ぎ

保健医療調整本部は、発災直後より関係機関と連携し、県内のDMAT以外の医療チームの編成準備及び県外からの支援医療チームの受入れ体制の整備に着手するなど、DMATの活動末期及び活動終了以降も避難所や救護所における医療体制を継続できるよう、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）等がDMATから円滑に医療を引き継ぐ体制の構築を図ります。

### 3 広域医療搬送活動

#### (1) 広域医療搬送活動の概要

ア 広域医療搬送対象患者を航空搬送するための空港等に設置する拠点を航空搬送拠点といい、愛知県では、名古屋飛行場が指定されています。

また、名古屋飛行場に広域医療搬送対象患者を一時収容するためのSCU（※）を設置します。

広域医療搬送される患者の流れは、別図4-2のとおりです。

(※) 航空機での搬送に当たり、患者の症状の安定化を図り、搬送を行うための救護所として、被災地及び被災地以外の航空搬送拠点に、

広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

#### イ 広域医療搬送の目的・対象

広域医療搬送とは、重症者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置を行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することで、地域医療搬送(※)と適切に組み合わせて行うものです。

(※) 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)であり、広域医療搬送以外のものをいう。

### (2) 主な機関の役割分担

#### ア 国の役割

- (ア) 広域医療搬送に従事する医療チーム(DMAT・救護班)を派遣します。
- (イ) 被災地内の航空搬送拠点・SCUから被災地外の航空搬送拠点までの搬送用航空機の確保及び運航を行います。
- (ウ) 被災地外都道府県への患者受入医療施設及び被災地外都道府県内搬送手段の確保を要請します。

#### イ 県の役割

- (ア) 航空搬送拠点の確保及びSCUの設置運営を行います。
- (イ) 広域医療搬送実施のための行動の開始を政府現地災害対策本部に対して要請するとともに、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等に対して、必要な連絡及び調整を行います。
- (ウ) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、名古屋飛行場管理者とSCUの具体的な設置場所について調整を行います。
- (エ) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置運営を行います。
- (オ) 災害拠点病院等からSCU・地域医療搬送拠点までの患者搬送手段の確保及び調整を行います。
- (カ) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、広域医療搬送対象患者を県内搬送用ヘリポートから航空搬送拠点・SCUまで空路による搬送を実施する際には、ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターにより搬送できるよう調整を行います。
- (キ) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、ヘリコプターによる患者搬送に際しては、状況によりヘリコプターを使用できない場合を想定して、代替手段を計画します。

- (ク) SCUから搬送用航空機までの患者搬送手段の確保及び調整を行います。

#### ウ 市の役割

- (ア) 市災害対策本部は、災害拠点病院等から県内搬送用ヘリポートまでの患者搬送用車両、搬送ルート及び離着陸可能なヘリポートの運用の確認を行います。
- (イ) 空路による搬送を実施する場合は、災害拠点病院等から広域医療搬送対象患者県内搬送用ヘリポート(災害拠点病院敷地内又は近隣で患者搬送用として予定しているヘリポート。以下「県内搬送用ヘリポート」という。)まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送します。
- (ウ) 陸路による搬送の場合は、直接、航空搬送拠点・SCUに救急車等により搬送します。その際の災害拠点病院である豊川市民病院から航空搬送拠点である名古屋飛行場までの陸路による標準的な搬送ルートは、表2-6(9ページ参照)のとおりです。
- (エ) 災害拠点病院等又は市災害対策本部は、地域医療搬送拠点が設置され、災害拠点病院等から地域医療搬送拠点まで患者を搬送した場合は、状況に応じて航空搬送拠点・SCU又は被災地内の機能維持病院等まで患者搬送を行います。
- (オ) 施設内にヘリポートのある災害拠点病院である豊川市民病院は、ヘリポートの確保を行います。

#### エ DMAT等の役割

- (ア) 被災地内の災害拠点病院等における広域医療搬送対象患者の選出を行います。
- (イ) SCUにおける医療活動を行います。
- (ウ) 地域医療搬送拠点における医療活動を行います。
- (エ) 災害拠点病院等から被災地外の航空搬送拠点までにおける、搬送患者の看護及び応急処置を行います。

#### オ 医療機関の役割

- (ア) 医療機関は施設内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段の確認及び確保を行います。
- (イ) 災害拠点病院等は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)に、被害状況等の入力・更新を行います。
- (ウ) 豊川市医師会は、JMAT等の活動コーディネートをを行います。JMATの活動拠点本部候補地は、表4-4のとおりです。



表 4 - 4 J M A T 活動拠点本部候補地

施設名称	住所
豊川市医師会館	豊川市萩山町 3 丁目 7 7 - 7

## 第5章 物資調達に係るマニュアル

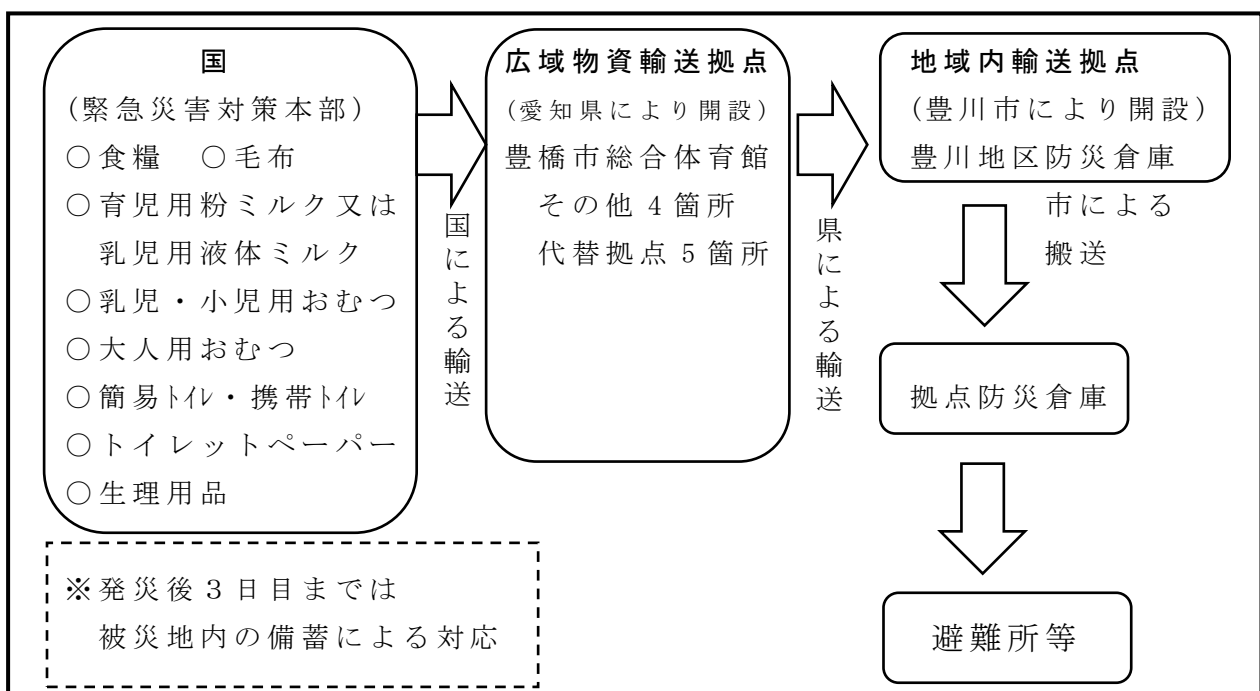
### 1 要旨

(1) 具体計画においては、発災後から3日間は家庭等の備蓄と愛知県及び豊川市の備蓄物資により対応することとされています。しかしながら、地方公共団体の備蓄物資量のみでは、必要物資量を迅速に確保することが困難となることが想定されるため、国は、被災県からの具体的要請を待たず、避難所避難者及び避難所外避難者への支援に必要不可欠と見込まれる物資（食糧、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目）について、4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに県の広域物資輸送拠点まで届けることとしています。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が発生している状況下においては、感染予防のためにマスク、手指消毒剤、パーティション等の必要な支援物資に配慮することとしています（以下「国のプッシュ型支援」という。）。

(2) 愛知県は、国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に運ばれた物資については、市からの具体的要請を待たず、不足量の割合等に応じて、市が設置する物資集積拠点（以下「地域内輸送拠点」という。）まで届けることとしています。

プッシュ型支援による物資調達のイメージは図5-1のとおりです。

図5-1 プッシュ型支援による物資調達のイメージ



## 2 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点及び国のプッシュ型支援

### (1) 広域物資輸送拠点

ア 広域物資輸送拠点とは、国の調整によって供給する物資を被災県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該県が物資を送り出すための拠点です。

イ 広域物資輸送拠点については、被災によっても機能することを前提に、原則として以下の基準に該当する施設が選定されています。

なお、地域内輸送拠点においても、同様の基準を満たすことが望ましいとされています。

- ・ 新耐震基準に適合した施設であること。(昭和 56 年 6 月 1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む)
- ・ 屋根があること。(エアテント等の代替措置によることも含む)
- ・ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること。
- ・ 12mトラック(大型)が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること。
- ・ 非常用電源が備えられていること。
- ・ 原則として津波浸水地域外にある施設であること。
- ・ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと。

ウ 具体計画に定められた、広域物資輸送拠点のうち、本市への拠点となる施設は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 豊川市に関する広域物資輸送拠点

広域物資輸送拠点	管理者	所在地
豊橋市総合体育館	豊橋市	豊橋市神野新田町メノ割 1-3

※愛知県では、この他 4 箇所の広域物資輸送拠点及び 5 箇所の代替拠点を指定しています。

### (2) 地域内輸送拠点

ア 地域内輸送拠点とは、国からのプッシュ型支援による支援物資を広域物資輸送拠点から受入れるための拠点です。

イ 具体計画に定められた、本市の地域内輸送拠点は、表 5-2 のとおりです。

表 5 - 2 豊川市の地域内輸送拠点

地域内輸送拠点	管理者	所在地
豊川地区防災倉庫	豊川市	豊川市北浦町 26

(3) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び供給量

具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量のうち、広域物資輸送拠点である豊橋市総合体育館への供給量は表 5 - 3 のとおりです。

また、豊橋市総合体育館から本市の地域内輸送拠点である豊川地区防災倉庫への供給量は表 5 - 4 のとおりです。

表 5 - 3 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量(豊橋市総合体育館分)

物資の種類	発災後の対象日数	供給量	調整担当省庁
食糧	4 日目～7 日目	3,697,600 食	農林水産省
毛布	4 日目～7 日目	216,310 枚	消防庁
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	4 日目～7 日目	1,611 kg	農林水産省
乳児・小児用おむつ	4 日目～7 日目	277,614 枚	厚生労働省
大人用おむつ	4 日目～7 日目	49,305 枚	厚生労働省
簡易トイレ・携帯トイレ	4 日目～7 日目	3,205,641 回分	消防庁 経済産業省
トイレットペーパー	4 日目～7 日目	221,875 巻	経済産業省
生理用品	4 日目～7 日目	323,909 枚	厚生労働省

表 5 - 4 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び供給量(豊川地区防災倉庫分)

物資の種類	供給量
食糧	684,823 食
毛布	38,008 枚
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	319,854 g
乳児・小児用おむつ	54,534 枚
大人用おむつ	10,684 枚
簡易トイレ・携帯トイレ	599,248 回分
トイレットペーパー	40,538 巻
生理用品	60,082 枚

#### (4) 飲料水の調達

飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて応急給水を実施します。

なお、発災から3日間は、市の備蓄飲料水及び家庭等の備蓄飲料水で対応します。

### 3 緊急物資受入れに関する県の組織体制

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、県災害対策本部に「緊急物資チーム」を組織します。

緊急物資チームは、本部チームと物資搬送チームからなり、「災害時の緊急物資業務マニュアル」に定めるところにより、災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送を行います。

#### (1) 本部チーム

ア 県内の緊急物資の調達、配送等を総括し、市町村からの物資要請、配送応援要請に対応するとともに、県（本庁及び方面本部）の備蓄物資や調達等により確保した物資を市町村に配送する手配、広域物資輸送拠点において従事する職員（応援物資要員）の召集等の対応を行います。

イ 国のプッシュ型支援の実施に当たっては、広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には、代替施設の開設状況）、受入体制（応援物資要員の体制等）、通行可能な道路等について確認し、政府現地対策本部に報告します。

ウ 国への物資の支援要請や調達・輸送調整については、「支援システム」を活用します。ただし、被災により当該システムが使用できない場合は、代替手段により対応します。

エ 被災状況に応じ、必要な場合には、政府現地対策本部等と調整し、具体計画に定める物資供給量の修正を依頼します。

オ 広域物資輸送拠点である豊橋市総合体育館から地域内輸送拠点である豊川地区防災倉庫までの標準的な輸送ルートについては、表2-7（10ページ参照）のとおりです。

#### (2) 物資搬送チーム

ア 広域物資輸送拠点において、物流業者と協力し、国の調達により輸送されてくる緊急物資の受け入れ、保管、トラックへの積み込み等を

行います。

### (3) 県内の物資輸送

ア 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送については、県災害対策本部(緊急物資チーム(本部チーム))において、愛知県トラック協会等の協定業者への要請により実施されます。

イ 協定業者等による輸送手段の確保が困難な場合には、県災害対策本部は、自衛隊による物資輸送の要請を行います。

ウ 事前に計画で定めた地域内輸送拠点が使用できない場合には、市において代替施設の確保を行うことが基本ですが、必要に応じて県方面本部と協議して対応を検討します。

## 4 緊急物資受入れに関する市の組織体制

南海トラフ地震等大規模災害が発生した際には、市災害対策本部は、災害対策本部要綱に基づき、食糧調達班(農務課)及び物資調達班(商工観光課)を組織します。各班は、お互いに連携しながら災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送を行います。

### (1) 食糧調達班及び物資調達班

ア 市内の緊急物資の調達、配送等を総括し、各避難所からの物資要請、配送応援要請に対応するとともに、広域物資輸送拠点から輸送された物資を、各拠点防災倉庫及び避難所に配送する手配を行います。

食糧調達班及び物資調達班は、お互いに連携し、市内に4箇所設置されている拠点防災倉庫への人員の配置を行うとともに、輸送用車両・人員の確保を行います。

市内の拠点防災倉庫の所在地については表5-5、担当中学校区については、表5-6のとおりです。

表5-5 拠点防災倉庫の所在地

拠点防災倉庫名	所在地
豊川地区防災倉庫	豊川市北浦町26
音羽地区防災倉庫	豊川市赤坂町狭石1
御津北部防災倉庫	豊川市御津町広石神子田16-1
小坂井拠点避難地倉庫	豊川市小坂井町倉屋敷75-1

表 5 - 6 拠点防災倉庫及び担当中学校区

拠点防災倉庫名	担当中学校区
豊川地区防災倉庫	東部中学校区、南部中学校区、金屋中学校区、一宮中学校区、中部中学校区、代田中学校区
音羽地区防災倉庫	西部中学校区、音羽中学校区
御津北部防災倉庫	御津中学校区
小坂井拠点避難地倉庫	小坂井中学校区

イ 国のプッシュ型支援の実施に当たっては、地域内輸送拠点及び各拠点防災倉庫の被災状況を確認し、受入体制を整備します。人員等が不足する場合は、市災害対策本部に応援のための要員確保を依頼します。市災害対策本部は、各拠点防災倉庫への応援要員を確保してまいります。事前に定める応援要員は、表 5 - 7 のとおりです。

表 5 - 7 拠点防災倉庫への応援要員担当班一覧

拠点防災倉庫名	担当班
豊川地区防災倉庫	行政班(行政課)
音羽地区防災倉庫	経理班(財政課)
御津北部防災倉庫	職員班(人事課)
小坂井拠点避難地倉庫	企画政策班(企画政策課)

ウ 地域内輸送拠点では、物流業者と協力し、広域物資輸送拠点から輸送されてくる緊急物資の受け入れ、保管、各拠点防災倉庫への配分、トラックへの積み込み等を行います。

また、各拠点防災倉庫では、地域内輸送拠点からの緊急物資の受け入れ、保管、各避難所への配分、トラックへの積み込み等を行います。

各避難所への輸送物資の内容及び数量は、各避難所の避難者台帳人数や避難所からの個別の要請も配慮し決定してまいります。

国のプッシュ型支援により輸送される物資の各拠点防災倉庫への配分は、表 5 - 8 のとおりです。

表 5 - 8 各拠点防災倉庫への物資の配分

拠点防災倉庫名	食糧	毛布	乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	乳児用・小児用 おむつ
豊川地区防災倉庫	294,500 食	16,300 枚	137,500 g	23,400 枚
音羽地区防災倉庫	41,100 食	2,300 枚	19,200 g	3,300 枚
御津北部防災倉庫	143,800 食	8,000 枚	67,200 g	11,400 枚
小坂井拠点避難地倉庫	205,400 食	11,400 枚	95,900 g	16,400 枚
合計	684,800 食	38,000 枚	319,800 g	54,500 枚

拠点防災倉庫名	大人用おむつ	簡易トイレ・携帯 トイレ	トイレトパ°-パ°-	生理用品
豊川地区防災倉庫	4,600 枚	257,600 回分	17,400 巻	25,800 枚
音羽地区防災倉庫	600 枚	36,000 回分	2,400 巻	3,600 枚
御津北部防災倉庫	2,200 枚	125,800 回分	8,500 巻	12,600 枚
小坂井拠点避難地倉庫	3,200 枚	179,800 回分	12,200 巻	18,000 枚
合計	10,600 枚	599,200 回分	40,500 巻	60,000 枚

## (2) 公共土木施設各班

建設部及び都市整備部の公共土木施設各班は、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点の市内輸送ルートの確認、及び地域内輸送拠点から各拠点防災倉庫まで、並びに各拠点防災倉庫から各避難所までの輸送ルートを確認し、使用が困難な場合は、通行可能な道路等について、市災害対策本部及び食糧調達班・物資調達班へ報告します。

広域物資輸送拠点である豊橋市総合体育館から地域内輸送拠点である豊川地区防災倉庫までの輸送ルートは、表 2 - 7 のとおりです。

また、地域内輸送拠点から各拠点防災倉庫への輸送ルートは、別表 2 - 3、各拠点防災倉庫から各避難所への輸送ルートは、別表 2 - 4 のとおりです。



### (3) 市内の物資輸送

ア 地域内輸送拠点から拠点防災倉庫までの輸送、拠点防災倉庫から各避難所までの輸送については、表5-9のとおりです。

表5-9 各拠点防災倉庫間物資搬送計画

豊川地区防災倉庫（地域内拠点防災倉庫）		
食糧・物資調達員	1名	産業環境部
倉庫物資管理	3名	行政課
輸送班（避難所への輸送）	8名	災害対策本部にて選出
軽貨物	2台	財産管理課より
トラック	2台	清掃工場より

音羽地区防災倉庫		
食糧・物資調達員	1名	産業環境部
倉庫物資管理	3名	財政課
輸送班（避難所への輸送）	4名	災害対策本部にて選出
軽貨物	2台	財産管理課より

御津北部防災倉庫		
食糧・物資調達員	1名	産業環境部
倉庫物資管理	3名	人事課
輸送班（避難所への輸送）	4名	災害対策本部にて選出
軽貨物	2台	財産管理課より

小坂井拠点避難地倉庫		
食糧・物資調達員	1名	産業環境部
倉庫物資管理	3名	企画政策課
輸送班（避難所への輸送）	4名	災害対策本部にて選出
軽貨物	2台	財産管理課より

必要人員集計	
産業環境部	4名
行政課	3名
財政課	3名
人事課	3名
企画政策課	3名
各部調整	20名
合計	36名
必要車両集計	
軽貨物	8台
トラック	2台

※ 豊川地区防災倉庫（地域内拠点防災倉庫）から各拠点防災倉庫への物資輸送

- ・食糧及び物資調達班である産業環境部から豊川陸運協会への要請に

より、各拠点防災倉庫間の輸送を担当する車両を確保する。

- ・ 産業環境部は、食糧及び物資調達時に各防災倉庫への配分が計算できる場合、各拠点防災倉庫への納入依頼を行う。
- ・ 豊川陸運協会からの車両到着までの間及び随時・緊急輸送用として、地域内拠点防災倉庫に各拠点防災倉庫への輸送用として、トラック2台を配備する。
- ・ 各拠点防災倉庫への輸送手段が不足する場合、産業環境部は災害対策本部へ車両の確保を依頼する。災害対策本部は、自衛隊への輸送依頼要請など輸送力の確保について検討する。

#### ※ 各拠点防災倉庫から各避難所への物資輸送

- ・ 物資輸送のため各拠点防災倉庫へ軽貨物を配備し、豊川地区防災倉庫にあつては8名、その他の防災倉庫にあつては4名の人員を配置する。配置する人員は、産業環境部の職員を中心に各部調整のうえ決定する。

イ 地域内輸送拠点である豊川地区防災倉庫が使用できない場合には、豊川市総合体育館を代替施設として使用します。その際には、県方面本部と協議して対応を検討します。

## 5 プル型支援の要請

- (1) 市災害対策本部は、市の備蓄品、災害時応援協定等に基づいて行う物資調達及び国のプッシュ型支援による物資調達量を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県東三河方面本部若しくは県災害対策本部に要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し要請を行います。
- (2) 県災害対策本部は、災害時応援協定等に基づいて行う物資調達や、国のプッシュ型支援による物資調達量を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急対策本部又は政府現地対策本部を通じて、発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に要請を行います。

## 第6章 燃料供給に係るマニュアル

### 1 要旨

- (1) 市は、南海トラフ地震等の大規模災害の発生により、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、国・愛知県や関係機関と連携しながら、災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要があります。
- (2) 愛知県は、県石油商業組合との協定に基づき、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給について要請するとともに、中核給油所の被災状況等を把握し、関係機関に対して県内における燃料供給に関する情報の共有を図ります。
- (3) 市は、災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定に基づき、豊川石油業協同組合及び愛知県石油商業組合東三河第2地区に、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給について要請するとともに、中核給油所の被災状況等を把握し、関係機関に対して市内における燃料供給に関する情報の共有を図ります。  
業務継続が必要な重要施設への優先供給のフロー図は、別図6-1のとおりです。

### 2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給

- (1) 市災害対策本部は、災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定に基づき、豊川石油業協同組合及び愛知県石油商業組合東三河第2地区に対し、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給の実施について要請します。
- (2) 市災害対策本部は、市内の中核給油所等の被災状況、災害応急対策に従事する車両等に対する優先供給状況に関する情報を把握し、広域応援部隊、DMATを始めとする関係機関等に対し情報の共有を図ります。

### 3 業務継続が必要な施設への「優先供給」

#### (1) 優先供給施設

ア 市は、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設を優先供給施設として指定します。

本市の業務継続に必要な非常用発電機等への燃料供給を行う優先供給施設は、表 6-1 のとおりです。

表 6-1 本市の優先供給施設

種別	施設名	所在地
災害拠点病院	豊川市民病院	豊川市八幡町野路 23
災害対策本部設置施設	豊川市防災センター	豊川市諏訪 1 丁目 1
災害応急対策に不可欠な機能を有する施設 (本庁舎・支所)	豊川市役所	豊川市諏訪 1 丁目 1
	一宮支所	豊川市一宮町豊 1
	音羽支所	豊川市赤坂町松本 250
	小坂井支所	豊川市小坂井町大堀 10
	御津支所	豊川市御津町西方日暮 30
災害応急対策に不可欠な機能を有する施設 (水道)	一宮浄水場	豊川市一宮町錦 28
	三上水源浄水場	豊川市三上町水神 84
	大和水源	豊川市豊津町上川原 27
	一宮権現送水場	豊川市東上町権現 4
	御馬浄水場	豊川市御津町御馬加美 149-1
	小坂井第 2 配水場	豊川市宿町野川 86
	鶴田ポンプ場	豊川市千両町鶴田 106
災害応急対策に不可欠な機能を有する施設 (下水道)	平井ポンプ場	豊川市平井町安原 19-7
災害応急対策に不可欠な機能を有する施設 (排水路)	下ノ郷排水機場	豊川市金沢町上川原 83
	橋尾排水機場	豊川市橋尾町小川通 96
	行明排水機場	豊川市行明町太井後 104-1
	御津排水機場	豊川市御津町下佐脇御所 96-3
	伊奈排水機場	豊川市伊奈町汐田 48

#### (2) 発災時の対応

ア 優先供給施設の施設管理者は、平時より災害時における業務継続に必要な燃料の備蓄(以下「自衛的備蓄」という。)を行い、発災時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努めます。

イ 燃料の確保方法については、施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本としますが、通常取引による燃料確保が困難な場合、施設管理者は、燃料供給に必要な設備等の情報に加え、必要数量、油種、平時の取引業者（系列）等の情報を可能な限り提供するとともに、燃料供給に必要な設備及び燃料が枯渇するまでの時間等を明示し、市災害対策本部へ燃料確保の実施を要請します。

市災害対策本部の財産管理第1班（財産管理課）は、協定に基づき、豊川石油業協同組合及び愛知県石油商業組合東三河第2地区と燃料確保に必要な調整を行います。

石油販売業者から燃料の供給を受けた場合、その費用については施設管理者が負担します。その際の費用の額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、両者協議のうえ決定します。

ウ 市災害対策本部による優先供給施設への燃料調達が困難な場合には、県東三河方面本部を通じて県災害対策本部に燃料確保の実施を要請します。要請の際は、上記イにおいて施設管理者から得た情報を県災害対策本部に提供します。

エ 県災害対策本部による燃料調達が困難な場合、県災害対策本部は、県内の優先供給施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定したうえで、緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請します。

## 4 臨時の給油施設の開設

### (1) 事前の対策

市は、救助活動拠点等として活用する施設に常設の給油施設がない場合、又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しいことが想定される場合には、当該施設を所管する豊川市消防本部と協議のうえ、あらかじめ臨時の給油施設設置場所を決めています。

本市の臨時の給油施設設置予定場所は、表6-2のとおりです。

表6-2 豊川市内の臨時の給油施設設置予定場所

施設名称	住所
音羽運動公園	豊川市萩町口猿田1
赤塚山公園	豊川市市田町東堤上1-30

## (2) 災害時の対応

ア 市は、救助活動拠点等において、臨時の給油施設を設ける場合は、地域の石油販売業者との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築します。

なお、その安全対策においては、「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」によることとなっています。

イ 当該施設を所管する豊川市消防本部は、上記ガイドラインに従い、臨時の給油施設開設時には、円滑かつ適切な対応を行います。

## 第7章 電力・ガス・通信の復旧に係るマニュアル

### 1 要旨

- (1) 市は、南海トラフ地震等大規模災害の発生により、市内の電力、ガス及び通信設備が被災する状況となった場合、各関係機関と連携しながら、災害応急復旧作業のために活動する各業者の活動拠点としてオープンスペースを用意し、迅速かつ円滑に復旧活動が行われる環境を整備する必要があります。
- (2) 電力、ガス及び通信事業者は、市内施設や資機材による応急復旧作業を行うとともに、必要に応じて市外からの応援を要請し、迅速かつ円滑に応急復旧作業にあたります。

### 2 電力の復旧

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所は、市内の電力供給状況を把握するとともに、早期の復旧に向けた取組を行います。この際、市外からの応援部隊が必要と判断した場合は、災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定に基づき、市災害対策本部に市施設の利用を要請します。
- (2) 市災害対策本部は、協定に基づき災害復旧用オープンスペースを用意し、中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所に連絡します。  
市外からの応援部隊のため、市が確保する災害復旧用オープンスペース候補地は、表7-1のとおりです。

表7-1 電力応急復旧作業のためのオープンスペース候補地

施設名称	住所
豊川公園の一部	豊川市諏訪1丁目、諏訪3丁目及び金屋西町3丁目地内
南山グラウンドの一部	豊川市伊奈町南山新田 350

- (3) 中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所は、市に設置される災害活動センターに職員を派遣し、市内での被害状況や復旧活動状況について市災害対策本部への報告を行います。

### 3 ガスの復旧

- (1) サーラエナジー株式会社などのガス供給業者は、市内のガス供給状況

を把握するとともに、早期の復旧に向けた取組を行います。この際、市外からの応援部隊が必要と判断した場合は、市災害対策本部に市施設の利用を要請します。

(2) 市災害対策本部は、要請に応じて災害復旧用オープンスペースを用意します。

市外からの応援部隊のため、市が確保する災害復旧用オープンスペース候補地は、表 7-2 のとおりです。

表 7-2 ガス応急復旧作業のためのオープンスペース候補地

施設名称	住所
豊川公園の一部	豊川市諏訪1丁目、諏訪3丁目及び金屋西町3丁目地内
南山グラウンドの一部	豊川市伊奈町南山新田 350

(3) サーエナジー株式会社などのガス供給会社は、市に設置される災害活動センターに職員を派遣し、市内での被害状況や復旧活動状況について市災害対策本部への報告を行います。

#### 4 通信の復旧

(1) 株式会社NTTドコモ東海支社は、市内の通信状況を把握するとともに、早期の復旧に向けた取組を行います。この際、市外からの応援部隊が必要と判断した場合は、災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定に基づき、市災害対策本部に市施設の利用を要請します。

(2) 市災害対策本部は、協定に基づき災害復旧用オープンスペースを用意し、株式会社NTTドコモ東海支社に連絡します。

市外からの応援部隊のため、市が確保する災害復旧用オープンスペース候補地は、表 7-3 のとおりです。

表 7-3 通信応急復旧作業のためのオープンスペース候補地

施設名称	住所
豊川公園の一部	豊川市諏訪1丁目、諏訪3丁目及び金屋西町3丁目地内
南山グラウンドの一部	豊川市伊奈町南山新田 350

(3) 株式会社NTTドコモ東海支社は、市に設置される災害活動センターに職員を派遣し、市内での被害状況や復旧活動状況について市災害対策本部への報告を行います。



## 第 8 章 廃棄物の処理に係るマニュアル

### 1 要旨

- (1) 市は、南海トラフ地震等の大規模災害により大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理する必要があります。その中でも生ごみ等の生活ごみ（避難所ごみを含む）や避難所等に設置された仮設トイレ等のくみ取りについて、早期の取組が必要となります。
- (2) 早急に対応すべき廃棄物の収集運搬業務は市が行いますが、人員、車両が不足する場合は、収集運搬委託業者等の応援を要請します。
- (3) 避難所等に設置された仮設トイレ等のくみ取りについては、し尿等収集運搬許可業者に依頼するとともに、豊川環境事業協同組合に収集体制の調整を要請します。

### 2 収集運搬体制

- (1) 発災後の廃棄物の収集運搬については、生ごみ等を含む「可燃ごみ」を優先的に回収します。
- (2) 収集運搬は、発災 3～4 日後（特に夏季は早期の取組を実施）には開始することとし、市及び委託業者により実施します。
- (3) 避難所等に設置した災害用仮設トイレから発生するし尿等は、避難所開設後の翌日からの回収を実施します。

### 3 応援要請

#### (1) 応援要請

ア 市は、災害状況を把握し、保有する廃棄物処理施設、車両及び人員等で十分な対応が取れるか判断します。

イ 十分な対応が取れないと判断した場合は、資源の収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者へ応援要請の依頼を検討します。

ウ 市長は、検討の結果、応援が必要と判断したときは、直ちに関係機関に連絡します。

(2) 応援団体の活動拠点候補地

災害廃棄物処理の応援団体の活動拠点候補地は、表 8 - 1 のとおりです。なお、施設の被害状況を確認した上で、活動拠点を決定していきます。

表 8 - 1 災害廃棄物処理活動拠点候補地

	施設名称	住所
ごみ	豊川市清掃工場	豊川市平尾町親坂 50
し尿	豊川市処理場（アクアクリン佐奈川）	豊川市塚町 2 丁目 43

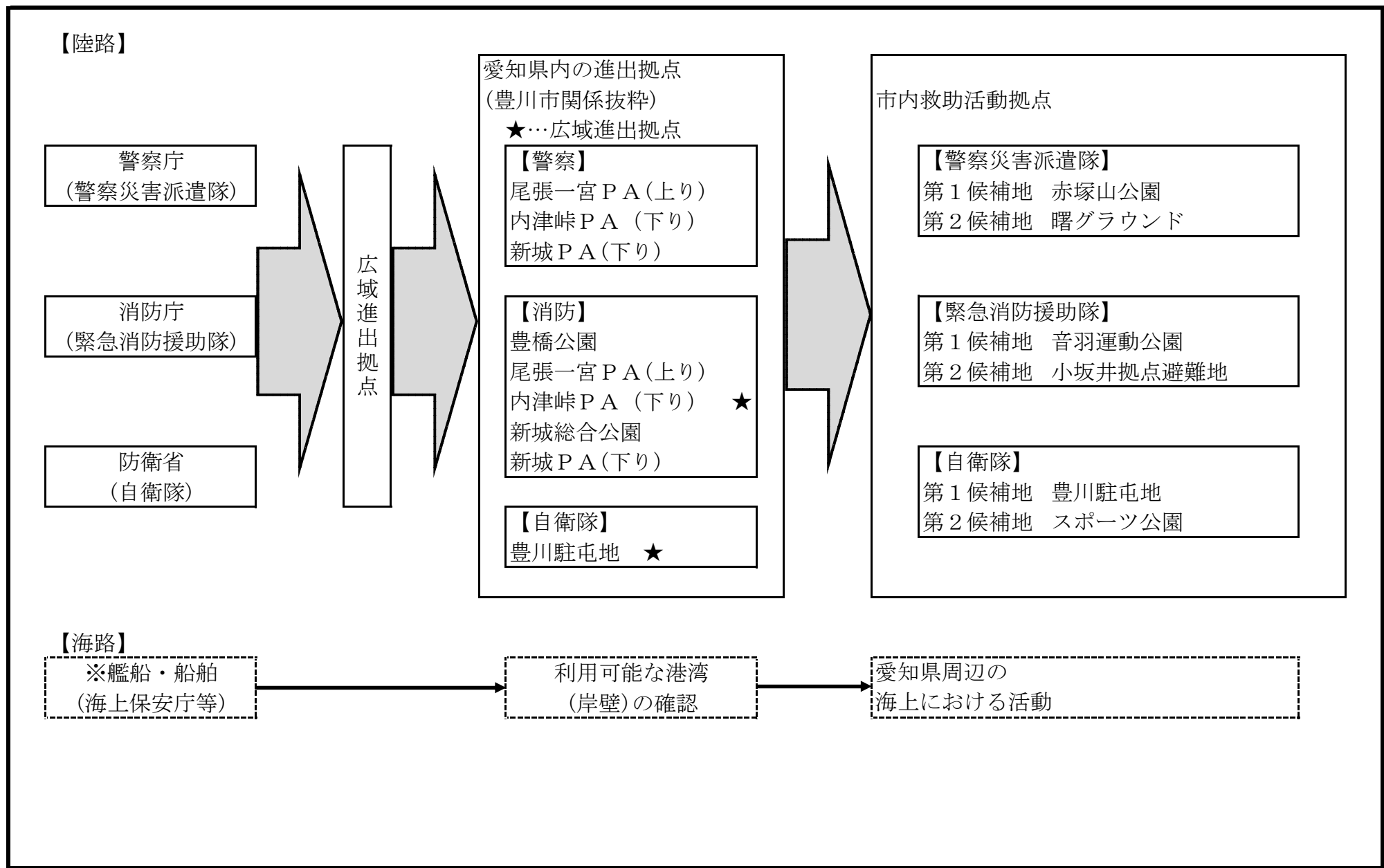
# 資料編



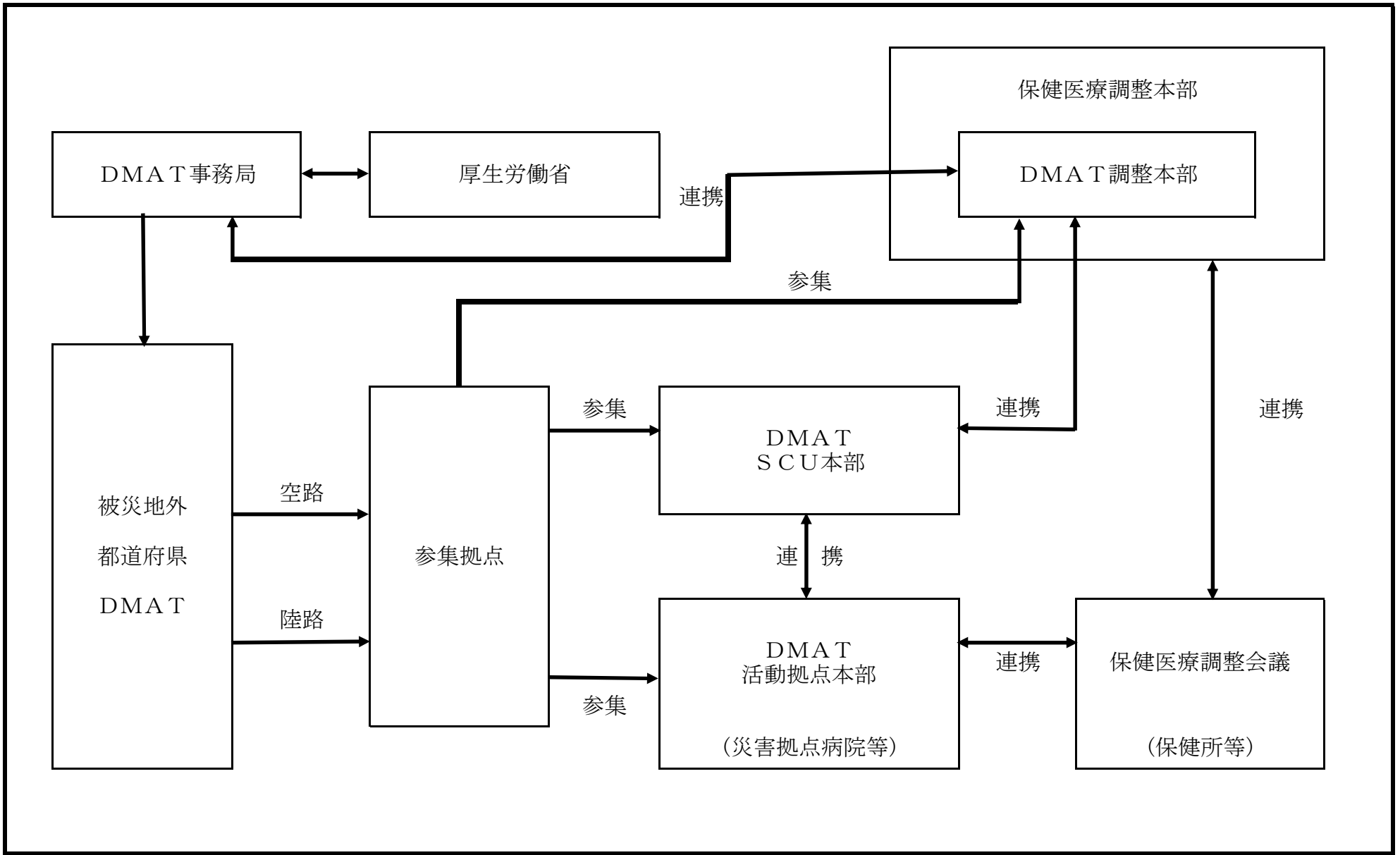
別図1-1 南海トラフ地震など大規模災害における国・県・市・実動部隊等による各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



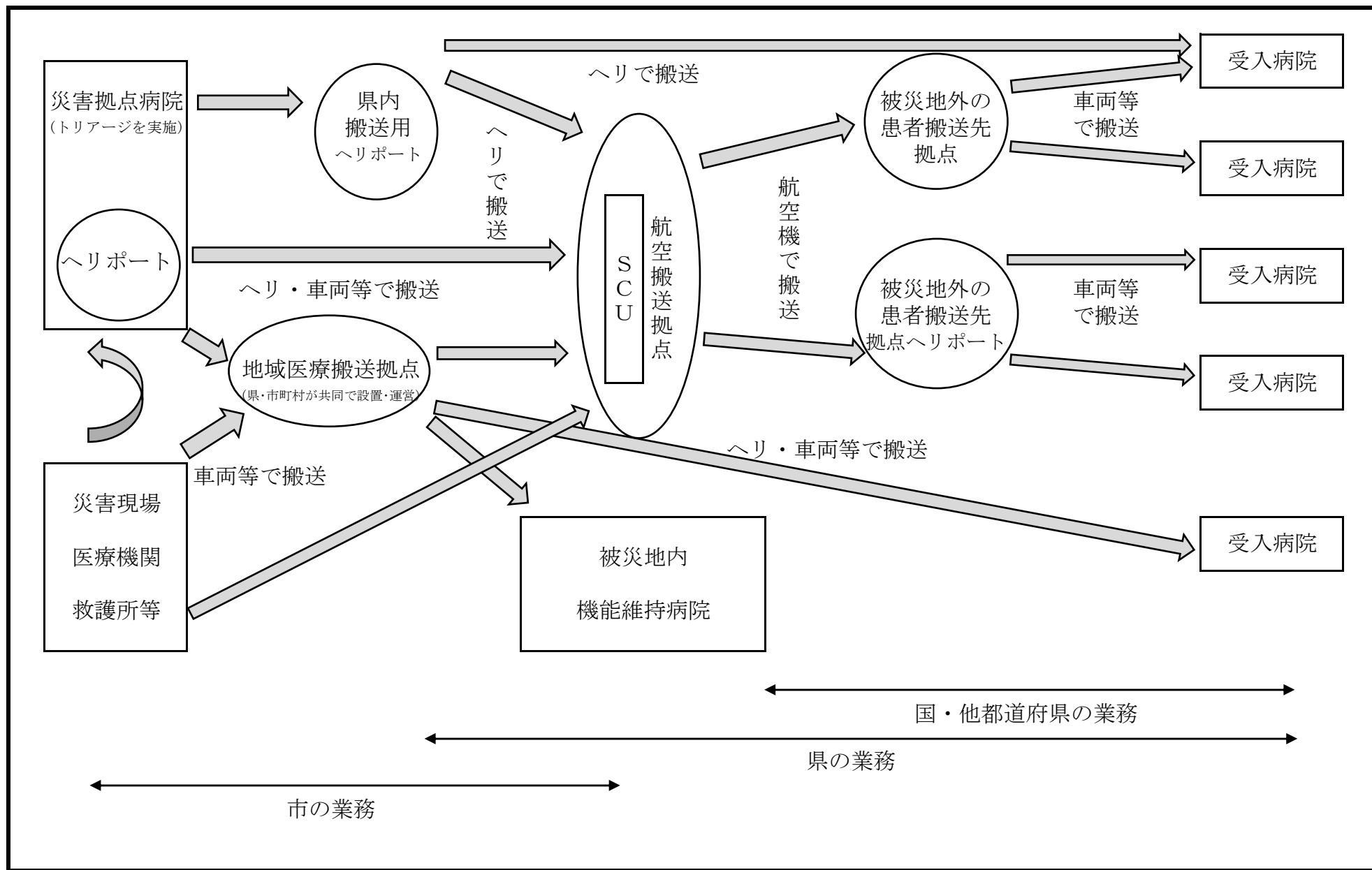
別図 3 - 1 【参考】広域応援部隊等の市内への進出の流れ



別図4-1 【参考】DMAT派遣の流れ

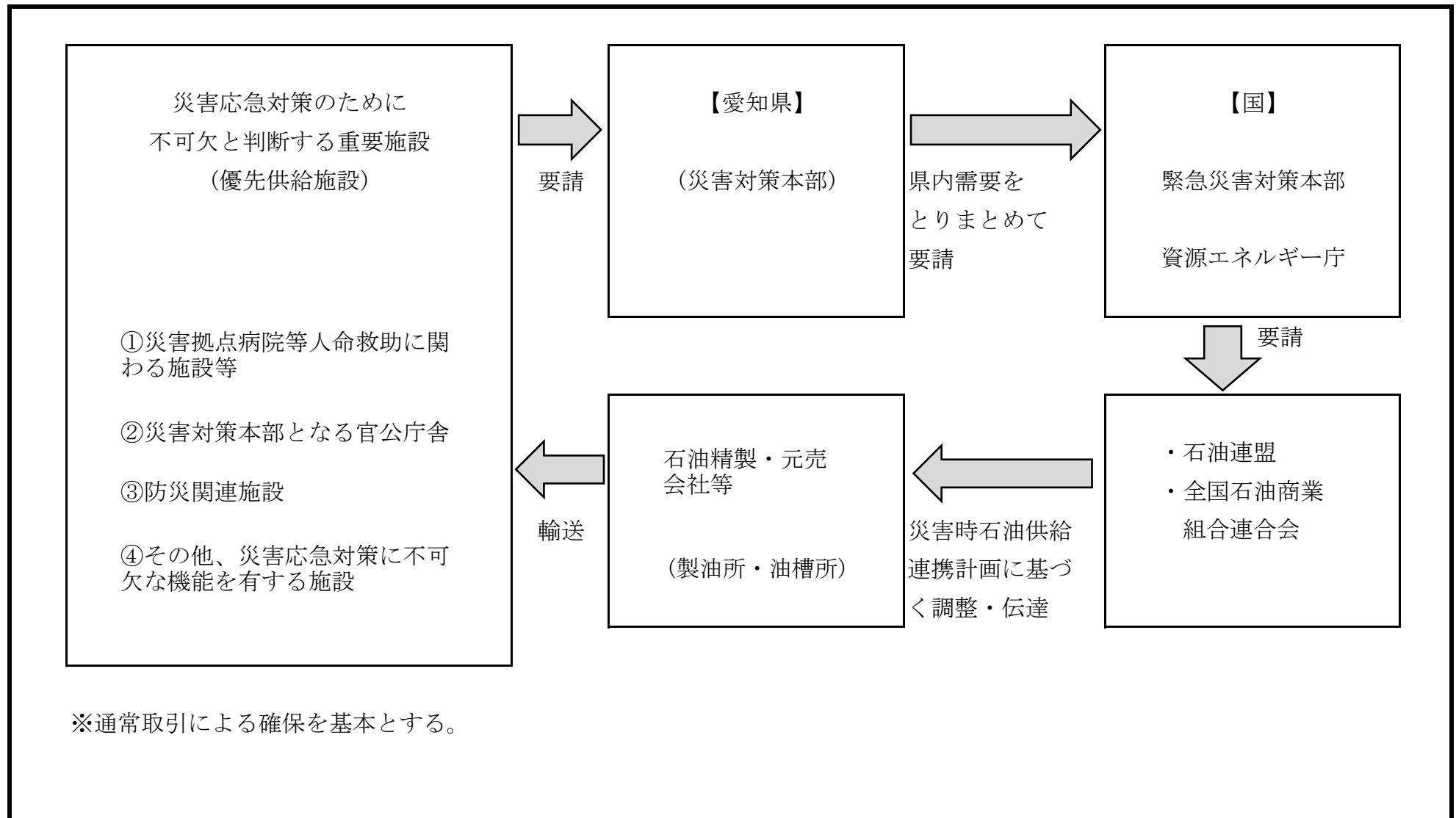


別図 4-2 【参考】 広域医療搬送される患者の流れ





別図6-1 【参考】業務継続が必要な重要施設への優先供給フロー



別表 2 - 1 豊川市内の緊急輸送ルート of 路線及び区間

(第 1 次)

道路種別	路線名	区 間		管理者
高速自動車国道	東名高速道路	豊橋市境	岡崎市境	NEXCO 中日本
一般国道	国道 1 号	豊橋市境	豊川市 音羽蒲郡 I C	国土交通省

(第 2 次)

道路種別	路線名	区 間		管理者
県道	長沢蒲郡線	豊川市 音羽蒲郡 I C	蒲郡市境	愛知県

別表 2 - 2 豊川市内の交通規制対象路線

区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (Km)
最	東名高速道路	橋尾町 (豊橋市境)	長沢町 (岡崎市境)	15.9
〃	国道 1 号	豊川市小坂井町 (豊橋市境)	豊川市長沢町 (岡崎市境)	14.4
〃	国道 2 3 号	豊川市伊奈町 (豊橋市境)	豊川市伊奈町 (豊橋市境)	0.3
〃	国道 2 3 号	豊川市伊奈町 (小坂井御津 I C)	豊川市為当町 (豊川為当 I C)	3.6
〃	国道 1 5 1 号	豊川市小坂井町 (宮下交差点)	豊川市東上町 (新城市境)	12.6
優	国道 2 4 7 号	豊川市御津町 (蒲郡市境)	豊川市御津町 (豊橋市境)	3.3
〃	国道 2 4 7 号	豊川市平井町 (豊橋市境)	豊川市小坂井町 (宮下交差点)	1.3
重	国道 3 6 2 号	豊川市馬場町 (馬場町交差点)	豊川市当古町 (豊橋市境)	2.2
〃	(主) 国府馬場線	豊川市御油町 (追分交差点)	豊川市馬場町 (馬場町交差点)	7.7
〃	(主) 東三河環状線	豊川市白鳥町 (京次西交差点)	豊川市御津町 (入浜交差点)	3.6
〃	(主) 豊橋乗本線	豊川市三上町 (豊橋市境)	豊川市三上町 (豊橋市境)	1.5
〃	(主) 豊橋乗本線	豊川市金沢町 (豊橋市境)	豊川市江島町 (新城市境)	2.1
〃	(主) 長沢蒲郡線	豊川市長沢町 (音羽蒲郡 I C)	豊川市長沢町 (蒲郡市境)	4.6

別表 2-3 拠点間の標準アクセスルート(豊川防災倉庫～各拠点防災倉庫)

	道路種別	路線名	区間		管理者
音羽地区 防災倉庫	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	追分交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	追分交差点	赤坂町松本交差点	国土交通省
	県道	大代赤坂線	赤坂町松本交差点	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	長沢国府線	赤坂紅里交差点	長沢国府線会下山線交差	愛知県
	市道	会下山線	長沢国府線会下山線交差	会下山線赤坂岩ノ谷狭石線交差	豊川市
	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	会下山線赤坂岩ノ谷狭石線交差	音羽地区防災倉庫	豊川市
御津北部 防災倉庫	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	京次西交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	京次西交差点	白鳥町交差点	国土交通省
	市道	国府御津(その1)線	白鳥町交差点	国府御津(その1)線前芝国府停車場線交差	豊川市
	県道	前芝国府停車場線	国府御津(その1)線前芝国府停車場線交差	森一丁目交差点	愛知県
	市道	国府御津(その2)線	森一丁目交差点	為当町交差点	豊川市
	県道	金野豊川線	為当町交差点	金野豊川線御津広石小城前広国線交差	愛知県
	市道	御津広石小城前広国線	金野豊川線御津広石小城前広国線交差	御津北部防災倉庫	豊川市
小坂井拠点 避難地倉庫	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)	中央通四丁目交差点	南大通四丁目交差点	豊川市
	県道	金野豊川線	南大通四丁目交差点	小山交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	小山交差点	小坂井交差点	国土交通省
	県道	小坂井御津線	小坂井交差点	小坂井支所前交差点	愛知県
	市道	光道寺文方線	小坂井支所前交差点	小坂井拠点避難地倉庫	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(東部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●東部中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線宿谷川線交差	豊川市
	県道	宿谷川線	伊奈美和通線宿谷川線交差	豊川稲荷前交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	豊川稲荷前交差点	進雄神社入口交差点	愛知県
	県道	宿谷川線	進雄神社入口交差点	東部中学校前交差点	愛知県
	市道	古宿樽井線	東部中学校前交差点	東部中学校	豊川市
●豊小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	東名町一丁目交差点	愛知県
	県道	宿谷川線	東名町一丁目交差点	宿谷川線東豊豊川線交差	愛知県
	市道	東豊豊川線	宿谷川線東豊豊川線交差	豊小学校	豊川市
●豊川生涯学習センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線宿谷川線交差	豊川市
	県道	宿谷川線	伊奈美和通線宿谷川線交差	豊川稲荷前交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	豊川稲荷前交差点	進雄神社入口交差点	愛知県
	県道	宿谷川線	進雄神社入口交差点	豊川生涯学習センター	愛知県
●豊地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	東名町一丁目交差点	愛知県
	県道	宿谷川線	東名町一丁目交差点	宿谷川線東豊豊川線交差	愛知県
	市道	東豊豊川線	宿谷川線東豊豊川線交差	豊地区市民館	豊川市
●東部小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	牧野町交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	牧野町交差点	東三河環状線牧野茶貝津三谷原新屋西線交差	愛知県
	市道	牧野茶貝津三谷原新屋西線	東三河環状線牧野茶貝津三谷原新屋西線交差	東部小学校	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【豊川地区防災倉庫(東部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●三上地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	牧野町交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	牧野町交差点	池添交差点	愛知県
	市道	三上新井深田線	池添交差点	三上新井深田線三上天神前西高川原線交差	豊川市
	市道	三上天神前西高川原線	三上新井深田線三上天神前西高川原線交差	三上地区市民館	豊川市
●睦美地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道362号	馬場町交差点	睦美地区市民館	愛知県
●麻生田地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	東名町一丁目交差点	愛知県
	県道	石巻萩平豊川線	東名町一丁目交差点	麻生田地区市民館	愛知県
●豊川小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線幸旭線交差	豊川市
	市道	幸旭線	伊奈美和通線幸旭線交差	豊川小学校	豊川市
●豊川高等学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)	中央通四丁目交差点	豊川高等学校	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【豊川地区防災倉庫(東部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●古宿地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	国府馬場線中央通二丁目駅前通二丁目2号線交差	愛知県
	市道	中央通二丁目駅前通二丁目2号線	国府馬場線中央通二丁目駅前通二丁目2号線交差	古宿地区市民館	豊川市
●桜木小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	中央通(その1)線東三河環状線交差	豊川市
	県道	東三河環状線	中央通(その1)線東三河環状線交差	桜木通四丁目交差点	愛知県
	市道	稲荷通二丁目桜木通四丁目線	桜木通四丁目交差点	稲荷通二丁目桜木通四丁目線末広通三丁目美幸一丁目線交差	豊川市
	市道	末広通三丁目美幸一丁目線	稲荷通二丁目桜木通四丁目線末広通三丁目美幸一丁目線交差	桜木小学校	豊川市
●桜木地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	末広通三丁目交差点	豊川市
	市道	稲荷通二丁目桜木通四線	末広通三丁目交差点	桜木地区市民館	豊川市
桜ヶ丘ミュージアム	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	中央通(その1)線東三河環状線交差	豊川市
	県道	東三河環状線	中央通(その1)線東三河環状線交差	桜ヶ丘ミュージアム	愛知県

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【豊川地区防災倉庫(南部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●南部中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	南大通四丁目交差点	豊川市
	県道	豊橋豊川線	南大通四丁目交差点	南大通五丁目北交差点	愛知県
	市道	南大通五丁目新桜町通二丁目線	南大通五丁目北交差点	南部中学校	豊川市
●中部小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	体育館前交差点	愛知県
	県道	豊橋豊川線	体育館前交差点	豊橋豊川線南大通六丁目1号線交差	愛知県
	市道	南大通六丁目1号線	豊橋豊川線南大通六丁目1号線交差	中部小学校	豊川市
●中部西地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	体育館前交差点	愛知県
	県道	豊橋豊川線	体育館前交差点	豊橋豊川線金塚下野川線交差	愛知県
	市道	金塚下野川線	豊橋豊川線金塚下野川線交差	四ッ谷一丁目萩山三丁目線交差	豊川市
	市道	四ッ谷一丁目萩山三丁目線	四ッ谷一丁目萩山三丁目線交差	中部西地区市民館	豊川市
●中部南地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	南大通四丁目交差点	豊川市
	県道	金野豊川線	南大通四丁目交差点	新桜町通一丁目交差点	愛知県
	市道	下長山線	新桜町通一丁目交差点	下長山線南大通三丁目高見六丁目交差	豊川市
	市道	南大通三丁目高見六丁目線	下長山線南大通三丁目高見六丁目交差	中部南地区市民館	豊川市
●牛久保小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	千歳通四丁目交差点	豊川市
	市道	城跡市役所線	千歳通四丁目交差点	常磐通交差点	豊川市
	県道	宿谷川線	常磐通交差点	宿谷川線牛久保城跡常磐1号線交差	愛知県
	市道	牛久保城跡常磐1号線	宿谷川線牛久保城跡常磐1号線交差	牛久保城跡常磐1号線牛久保大手線交差	豊川市
	市道	牛久保大手線	牛久保城跡常磐1号線牛久保大手線交差	牛久保小学校	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(南部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●牛久保生涯学習センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	千歳通四丁目交差点	豊川市
	市道	城跡市役所線	千歳通四丁目交差点	常磐通交差点	豊川市
	県道	宿谷川線	常磐通交差点	宿谷川線牛久保常盤塔ノ木一丁目線交差	豊川市
	市道	牛久保常盤塔ノ木一丁目線	宿谷川線牛久保常盤塔ノ木一丁目線交差	牛久保生涯学習センター	豊川市
●下長山地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	南大通四丁目交差点	豊川市
	県道	豊橋豊川線	南大通四丁目交差点	牛久保交差点	愛知県
	県道	宿谷川線	牛久保交差点	宿谷川線下長山天王下堺1号線交差	愛知県
	市道	下長山天王下堺1号線	宿谷川線下長山天王下堺1号線交差	下長山天王下境1号線下長山中屋敷塚1号線交差	豊川市
	市道	下長山中屋敷塚1号線	下長山天王下境1号線下長山中屋敷塚1号線交差	下長山地区市民館	豊川市
●天王小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	駅前通四丁目交差点	豊川市
	市道	前田豊川線	駅前通四丁目交差点	前田豊川線豊川小坂井線交差	豊川市
	市道	豊川小坂井線	前田豊川線豊川小坂井線交差	豊川小坂井線牛久保天王下2号線交差	豊川市
	市道	牛久保天王下2号線	豊川小坂井線牛久保天王下2号線交差	天王小学校	豊川市
●下郷地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	駅前通四丁目交差点	豊川市
	市道	前田豊川線	駅前通四丁目交差点	広長交差点	豊川市
	市道	柑子正岡線	広長交差点	柑子正岡線柑子五反田4号線交差	豊川市
	市道	柑子五反田4号線	柑子正岡線柑子五反田4号線交差	柑子五反田4号線柑子五反田正岡南田線交差	豊川市
	市道	柑子五反田正岡南田線	柑子五反田4号線柑子五反田正岡南田線交差	下郷地区市民館	豊川市
●中条地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	中条住宅前交差点	豊川市
	市道	中条二丁目南大通五丁目線	中条住宅前交差点	中条二丁目南大通五丁目線古宿市道中条三丁目線交差	豊川市
	市道	古宿市道中条三丁目線	中条二丁目南大通五丁目線古宿市道中条三丁目線交差	中条地区市民館	豊川市



## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【豊川地区防災倉庫(金屋中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●金屋中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	免許センター入口交差点	愛知県
	市道	金屋西二丁目線	免許センター入口交差点	金屋中学校	豊川市
●金屋小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	免許センター入口交差点	愛知県
	市道	金屋西二丁目線	免許センター入口交差点	金屋小学校	豊川市
●金屋地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	中通線千歳通一丁目赤代一丁目線交差	豊川市
	市道	千歳通一丁目赤代一丁目線	中通線千歳通一丁目赤代一丁目線交差	千歳通一丁目赤代一丁目線金屋本二丁目中央四丁目線交差	豊川市
	市道	金屋本二丁目中央四丁目線	千歳通一丁目赤代一丁目線金屋本二丁目中央四丁目線交差	金屋地区市民館	豊川市
●金屋南地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	国府馬場線千歳通一丁目中央通五丁目線交差	愛知県
	市道	千歳通一丁目中央通五丁目線	国府馬場線千歳通一丁目中央通五丁目線交差	千歳通一丁目中央通五丁目線中央通五丁目南大通六丁目線交差	豊川市
	市道	中央通五丁目南大通六丁目線	千歳通一丁目中央通五丁目線中央通五丁目南大通六丁目線交差	金屋南地区市民館	豊川市
●三蔵子小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	中通線(その1)線東三河環状線交差	豊川市
	県道	東三河環状線	中通線(その1)線東三河環状線交差	本野町東浦交差点	愛知県
	県道	千万町豊川線	本野町東浦交差点	三蔵子小学校	愛知県
●三蔵子地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	中央通四丁目交差点	愛知県
	市道	中通線(その1)線	中央通四丁目交差点	中通線(その1)線東三河環状線交差	豊川市
	県道	東三河環状線	中通線(その1)線東三河環状線交差	本野町東浦交差点	愛知県
	県道	千万町豊川線	本野町東浦交差点	大崎町交差点	愛知県
	市道	樽井市田線	大崎町交差点	三蔵子地区市民館	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【豊川地区防災倉庫(一宮中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●一宮中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	豊川市一宮庁舎南交差点	愛知県
	市道	上長山一宮線	豊川市一宮庁舎南交差点	上長山一宮線一宮足山田線交差	豊川市
	市道	一宮足山田線	上長山一宮線一宮足山田線交差	一宮中学校	豊川市
●一宮東部小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	大池交差点	愛知県
	市道	一宮足山田線	大池交差点	一宮足山田線一宮大池豊線交差	豊川市
	市道	一宮大池豊線	一宮足山田線一宮大池豊線交差	一宮大池豊線東上北岡一宮旭線交差	豊川市
	市道	東上北岡一宮旭線	一宮大池豊線東上北岡一宮旭線交差	一宮東部小学校	豊川市
健康福祉センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	豊川市一宮庁舎南交差点	愛知県
	市道	上長山一宮線	豊川市一宮庁舎南交差点	上長山西原交差点	豊川市
	県道	豊川新城線	上長山西原交差点	豊川新城線福祉センター線交差	愛知県
	市道	福祉センター線	豊川新城線福祉センター線交差	福祉センター線上長山手取東上炭焼線交差	豊川市
	市道	上長山手取東上炭焼線	福祉センター線上長山手取東上炭焼線交差	健康福祉センター	豊川市
一宮生涯学習センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	豊川市一宮庁舎南交差点	愛知県
	市道	上長山一宮線	豊川市一宮庁舎南交差点	上長山一宮線一宮足山田線交差	豊川市
	市道	一宮足山田線	上長山一宮線一宮足山田線交差	一宮生涯学習センター	豊川市
一宮体育センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	豊川市一宮庁舎南交差点	愛知県
	市道	上長山一宮線	豊川市一宮庁舎南交差点	上長山一宮線一宮足山田線交差	豊川市
	市道	一宮足山田線	上長山一宮線一宮足山田線交差	一宮足山田線一宮豊上新切2号線交差	豊川市
	市道	一宮豊上新切2号線	一宮足山田線一宮豊上新切2号線交差	一宮体育センター	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(一宮中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
● 農業者 トレー ニング センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	農業者トレーニングセンター	愛知県
● 一宮 西部 小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	砥鹿神社前交差点	愛知県
	県道	三蔵子一宮線	砥鹿神社前交差点	一宮西部小学校	愛知県
● 一宮 南部 小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	一宮豊交差点	愛知県
	県道	豊橋一宮線	一宮豊交差点	観音橋交差点	愛知県
	市道	松原観音橋線	観音橋交差点	松原観音橋線豊津釜ノ口新地線交差	豊川市
	市道	豊津釜ノ口新地線	松原観音橋線豊津釜ノ口新地線交差	豊津釜ノ口新地線松原豊津線交差	豊川市
	市道	松原豊津線	豊津釜ノ口新地線松原豊津線交差	一宮南部小学校	豊川市
● 長慶 寺 (風水 害の み)	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	馬場町交差点	愛知県
	一般国道	国道151号	馬場町交差点	一宮豊交差点	愛知県
	県道	豊橋一宮線	一宮豊交差点	観音橋交差点	愛知県
	県道	豊津石巻萩平線	観音橋交差点	金沢交差点	愛知県
	県道	豊橋乗本線	金沢交差点	金沢岡下交差点	愛知県
	市道	金沢岡下3号線	金沢岡下交差点	金沢岡下3号線金沢岡下西峡線交差	豊川市
	市道	金沢岡下西峡線	金沢岡下3号線金沢岡下西峡線交差	金沢岡下西峡線金沢岡畑宮前線交差	豊川市
	市道	金沢岡畑宮前線	金沢岡下西峡線金沢岡畑宮前線交差	金沢岡畑宮前線金沢滝ノ入藤弦線交差	豊川市
	市道	金沢滝ノ入藤弦線	金沢岡畑宮前線金沢滝ノ入藤弦線交差	長慶寺	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(中部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
● 中部中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	市田町青木交差点	愛知県
	市道	野口平尾線	市田町青木交差点	野口平尾線市田西浦1号線交差	豊川市
	市道	市田西浦1号線	野口平尾線市田西浦1号線交差	中部中学校	豊川市
● 八南小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	東三河環状線西浦中貝津線交差	愛知県
	市道	西浦中貝津線	東三河環状線西浦中貝津線交差	八南小学校	豊川市
● 八南生涯学習センター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	東三河環状線西浦中貝津線交差	愛知県
	市道	西浦中貝津線	東三河環状線西浦中貝津線交差	西浦中貝津線野口若宮豊角線交差	豊川市
	市道	野口若宮豊角線	西浦中貝津線野口若宮豊角線交差	八南生涯学習センター	豊川市
● 市田地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	市田町山鳥交差点	愛知県
	市道	市田東新屋山鳥線	市田町山鳥交差点	市田東新屋山鳥線市田山鳥青木1号線交差	豊川市
	市道	市田山鳥青木1号線	市田東新屋山鳥線市田山鳥青木1号線交差	市田地区市民館	豊川市
武道館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	八幡町下天王交差点	愛知県
	市道	八幡弥五郎足洗2号線	八幡町下天王交差点	武道館	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(中部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●千両小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	市田町下中野交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	市田町下中野交差点	豊川新城線千両数谷原三月田線交差	豊川市
	市道	千両数谷原三月田線	豊川新城線千両数谷原三月田線交差	千両小学校	豊川市
●千両地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	八幡町横道西交差点	愛知県
	県道	東三河環状線	八幡町横道西交差点	市田町下中野交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	市田町下中野交差点	千両町交差点	愛知県
	県道	千万町豊川線	千両町交差点	千万町豊川線千両糸宅5号線交差	豊川市
	市道	千両糸宅5号線	千万町豊川線千両糸宅5号線交差	千両地区市民館	豊川市
●平尾小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	亀ヶ坪交差点	愛知県
	市道	平尾線	亀ヶ坪交差点	竹下交差点	豊川市
	県道	豊川片寄線	竹下交差点	平尾町下貝津交差点	愛知県
	市道	国府財賀線	平尾町下貝津交差点	国府財賀線天神郷中線交差	豊川市
	市道	天神郷中線	国府財賀線天神郷中線交差	天神郷中線平尾天神井ノ間線交差	豊川市
	市道	平尾天神井ノ間線	天神郷中線平尾天神井ノ間線交差	平尾小学校	豊川市
●平尾地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	亀ヶ坪交差点	愛知県
	市道	平尾線	亀ヶ坪交差点	竹下交差点	豊川市
	県道	豊川片寄線	竹下交差点	平尾町下貝津交差点	愛知県
	市道	国府財賀線	平尾町下貝津交差点	平尾地区市民館	豊川市
ふれあいセンター	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	亀ヶ坪交差点	愛知県
	市道	平尾線	亀ヶ坪交差点	竹下交差点	豊川市
	県道	豊川片寄線	竹下交差点	平尾町下貝津交差点	愛知県
	市道	国府財賀線	平尾町下貝津交差点	国府財賀線野口平尾線交差	豊川市
	市道	野口平尾線	国府財賀線野口平尾線交差	野口平尾線平尾下大坪財賀立石線交差	豊川市
	市道	平尾下大坪財賀立石線	野口平尾線平尾下大坪財賀立石線交差	平尾下大坪財賀立石線平尾親坂5号線交差	豊川市
	市道	平尾親坂5号線	平尾下大坪財賀立石線平尾親坂5号線交差	ふれあいセンター	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(代田中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●代田中学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	文化会館入口交差点	豊川市
	県道	豊川新城線	文化会館入口交差点	代田中学校	豊川市
●代田小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	文化会館入口交差点	豊川市
	市道	新道一丁目代田一丁目線	文化会館入口交差点	代田小学校	豊川市
●豊川工科高等学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	国府馬場線諏訪新道線交差	愛知県
	市道	諏訪新道線	国府馬場線諏訪新道線交差	諏訪新道線新道一丁目4号線交差	豊川市
	市道	新道一丁目4号線	諏訪新道線新道一丁目4号線交差	豊川工科高等学校	豊川市
●代田地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	新境橋西交差点	豊川市
	市道	下長山線	新境橋西交差点	下長山線新道二丁目蔵子七丁目1号線交差	豊川市
	市道	新道二丁目蔵子七丁目1号線	下長山線新道二丁目蔵子七丁目1号線交差	代田地区市民館	豊川市
●諏訪地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	警察署南交差点	愛知県
	市道	諏訪三丁目3号線	警察署南交差点	諏訪三丁目3号線諏訪三丁目1号線交差	豊川市
	市道	諏訪三丁目1号線	諏訪三丁目3号線諏訪三丁目1号線交差	諏訪地区市民館	豊川市
総合体育館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	体育館前交差点	愛知県
	市道	豊橋豊川線	体育館前交差点	総合体育館	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【豊川地区防災倉庫(代田中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
勤労福祉会館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	国府馬場線諏訪新道線交差	愛知県
	市道	諏訪新道線	国府馬場線諏訪新道線交差	諏訪新道線諏訪停車場線交差	豊川市
	県道	諏訪停車場線	諏訪新道線諏訪停車場線交差	勤労福祉会館	愛知県
文化会館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	文化会館入口交差点	豊川市
	市道	新道一丁目代田一丁目線	文化会館入口交差点	文化会館	豊川市
●桜町小学校	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	豊川新城線桜町二丁目1号線交差	豊川市
	市道	桜町二丁目1号線	豊川新城線桜町二丁目1号線交差	桜町二丁目1号線桜町二丁目蔵子一丁目2号線交差	豊川市
	市道	桜町二丁目蔵子一丁目2号線	桜町二丁目1号線桜町二丁目蔵子一丁目2号線交差	桜町小学校	豊川市
●桜町地区市民館	市道	伊奈美和通線	豊川地区防災倉庫	伊奈美和通線国府馬場線交差	豊川市
	県道	国府馬場線	伊奈美和通線国府馬場線交差	諏訪橋西交差点	愛知県
	県道	豊川新城線	諏訪橋西交差点	豊川新城線桜町二丁目1号線交差	豊川市
	市道	桜町二丁目1号線	豊川新城線桜町二丁目1号線交差	桜町二丁目1号線桜町二丁目蔵子一丁目2号線交差	豊川市
	市道	桜町二丁目蔵子一丁目2号線	桜町二丁目1号線桜町二丁目蔵子一丁目2号線交差	桜町地区市民館	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【音羽地区防災倉庫(西部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●西部中学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	国府駅前交差点	国土交通省
	県道	前芝国府停車場線	国府駅前交差点	前芝国府停車場線長沢国府線交差	愛知県
	市道	国府赤根線	前芝国府停車場線長沢国府線交差	西部中学校	豊川市
●国府小学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	会下山線赤坂岩ノ谷狭石線交差	豊川市
	市道	会下山線	会下山線赤坂岩ノ谷狭石線交差	長沢国府線会下山線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	長沢国府線会下山線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	久保町向田交差点	国土交通省
	市道	国府下坊入下河原線	久保町向田交差点	国府下坊入下河原線前芝国府停車場線交差	豊川市
	県道	前芝国府停車場線	国府下坊入下河原線前芝国府停車場線交差	前芝国府停車場線国府寒若寺2号線交差	愛知県
	市道	国府寒若寺2号線	前芝国府停車場線国府寒若寺2号線交差	国府小学校	豊川市
●国府高等学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	久保町向田交差点	国土交通省
	市道	国府下坊入下河原線	久保町向田交差点	国府下坊入下河原線国府下坊入上坊入線交差	豊川市
	市道	国府下坊入上坊入線	国府下坊入下河原線国府下坊入上坊入線交差	国府高等学校	豊川市
●コミュニティセンター 国府市民館	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	久保町向田交差点	国土交通省
	市道	国府下坊入下河原線	久保町向田交差点	コミュニティセンター国府市民館	豊川市



別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【音羽地区防災倉庫(西部中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●国府東地区市民館	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	追分交差点	国土交通省
	県道	国府馬場線	追分交差点	国府馬場線久保社地後口線交差	愛知県
	市道	久保社地後口線	国府馬場線久保社地後口線交差	国府東地区市民館	豊川市
●御油小学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	追分交差点	国土交通省
	県道	豊川蒲郡線	追分交差点	豊川蒲郡線池田並末線交差	愛知県
	市道	池田並末線	豊川蒲郡線池田並末線交差	池田並末線御油一ノ坪西沢1号交差	豊川市
	市道	御油一ノ坪西沢1号線	池田並末線御油一ノ坪西沢1号線交差	御油一ノ坪西沢1号線西部区画56号線交差	豊川市
	市道	西部区画56号線	御油一ノ坪西沢1号線西部区画56号線交差	西部区画56号線御油膳ノ棚5号線交差	豊川市
市道	御油膳ノ棚5号線	西部区画56号線御油膳ノ棚5号線交差	御油小学校	豊川市	
●御油生涯学習センター	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	御油駅前交差点	国土交通省
	市道	橋際後田線	御油駅前交差点	橋際後田線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	橋際後田線長沢国府線交差	長沢国府線御油美世賜1号線交差	愛知県
	市道	御油美世賜1号線	長沢国府線御油美世賜1号線交差	御油生涯学習センター	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【音羽地区防災倉庫(音羽中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●音羽中学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	御園交差点	国土交通省
	市道	西縄手線	御園交差点	西縄手線赤坂西縄手長沢八王子線交差	豊川市
	市道	赤坂西縄手長沢八王子線	西縄手線赤坂西縄手長沢八王子線交差	音羽中学校	豊川市
●赤坂小学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	赤坂町丁田交差点	国土交通省
	市道	丁田東山線	赤坂町丁田交差点	丁田東山線豊川音羽線交差	豊川市
	市道	豊川音羽線	丁田東山線豊川音羽線交差	豊川音羽線赤坂六反線交差	豊川市
市道	赤坂六反線	豊川音羽線赤坂六反線交差	赤坂小学校	豊川市	
●赤坂台地区市民館	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	音羽支所入口交差点	国土交通省
	市道	御園赤坂台線	音羽支所入口交差点	御園赤坂台線赤坂台25号線交差	豊川市
	市道	赤坂台25号線	御園赤坂台線赤坂台25号線交差	赤坂台地区市民館	豊川市
音羽文化ホール	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	音羽支所入口交差点	国土交通省
	市道	赤坂御園6号線	音羽支所入口交差点	音羽文化ホール	豊川市
音羽生涯学習センター	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	音羽生涯学習センター	愛知県

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【音羽地区防災倉庫(音羽中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●萩小学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	大代赤坂線萩雨田岩田線交差	愛知県
	市道	萩雨田岩田線	大代赤坂線萩雨田岩田線交差	萩小学校	豊川市
●萩地区市民館	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	萩雨田岩田線雨田馬場線交差	愛知県
	市道	雨田馬場線	萩雨田岩田線雨田馬場線交差	萩地区市民館	豊川市
●長沢小学校	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	国道1号欠田線交差	国土交通省
	市道	欠田線	国道1号欠田線交差	欠田線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	欠田線長沢国府線交差	長沢小学校	愛知県
●長沢地区市民館	市道	赤坂岩ノ谷狭石線	音羽地区防災倉庫	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	豊川市
	市道	会下山線	赤坂岩ノ谷狭石線会下山線交差	会下山線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	会下山線長沢国府線交差	赤坂紅里交差点	愛知県
	県道	大代赤坂線	赤坂紅里交差点	赤坂町松本交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	赤坂町松本交差点	国道1号欠田線交差	国土交通省
	市道	欠田線	国道1号欠田線交差	欠田線長沢国府線交差	豊川市
	県道	長沢国府線	欠田線長沢国府線交差	長沢地区市民館	愛知県

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【御津北部防災倉庫(御津中学校区)】

● 避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間	管理者	
● 御津中学校	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮五反田線	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	豊川市
	市道	西方御津紡線	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	西方御津紡線御津坪野高畑西方日暮線交差	豊川市
	市道	御津坪野高畑西方日暮線	西方御津紡線御津坪野高畑西方日暮線交差	御津中学校	豊川市
● 御津南部小学校	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮五反田線	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	豊川市
	市道	西方御津紡線	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	西方狐塚交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	西方狐塚交差点	御津南部小学校	愛知県
● 西方地区市民館	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮五反田線	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	豊川市
	市道	西方御津紡線	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	西方狐塚交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	西方狐塚交差点	小坂井御津線御津西方浜田松本線交差	愛知県
市道	御津西方浜田松本線	小坂井御津線御津西方浜田松本線交差	西方地区市民館	豊川市	
● 御馬地区市民館	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮五反田線	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	豊川市
	市道	西方御津紡線	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	西方狐塚交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	西方狐塚交差点	小坂井御津線御津御馬加美長床線交差	愛知県
	市道	御津御馬加美長床線	小坂井御津線御津御馬加美長床線交差	御津御馬加美長床線御津西片狐塚御馬塩浜線交差	豊川市
	市道	御津西片狐塚御馬塩浜線	御津御馬加美長床線御津西片狐塚御馬塩浜線交差	御津西片狐塚御馬塩浜線御津西方中屋敷御馬東線交差	豊川市
市道	御津西方中屋敷御馬東線	御津西片狐塚御馬塩浜線御津西方中屋敷御馬東線交差	御馬地区市民館	豊川市	
御津生涯学習センター	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮五反田線	御津広石日暮西方樋田線御津広石日暮五反田線交差	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	豊川市
	市道	西方御津紡線	御津広石日暮五反田線西方御津紡線交差	御津生涯学習センター	豊川市

別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

【御津北部防災倉庫(御津中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間	管理者	
●御津北部小学校	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	御津北部小学校	愛知県
●御津あおば高等学校	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線大塚国府線交差	愛知県
	県道	大塚国府線	金野豊川線大塚国府線交差	大塚国府線御津広石石堂野6号線交差	愛知県
	市道	御津広石石堂野6号線	大塚国府線御津広石石堂野6号線交差	御津広石石堂野6号線永井田高坂線交差	豊川市
	市道	永井田高坂線	御津広石石堂野6号線永井田高坂線交差	御津あおば高等学校	豊川市
●広石地区市民館	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石船津弥宜田1号線交差	愛知県
	市道	御津広石船津弥宜田1号線	金野豊川線御津広石船津弥宜田1号線交差	広石地区市民館	豊川市
御津体育館	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津体育館	豊川市
御津文化会館	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	豊川市
	市道	御津広石日暮西方樋田線	御津広石五反田日暮線御津広石日暮西方樋田線交差	御津文化会館	豊川市
御津福祉保健センター	市道	御津広石小城前広国線	御津北部防災倉庫	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	豊川市
	県道	金野豊川線	御津広石小城前広国線金野豊川線交差	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	愛知県
	市道	御津広石五反田日暮線	金野豊川線御津広石五反田日暮線交差	御津福祉保健センター	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【小坂井拠点避難地倉庫(小坂井中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
●小坂井中学校	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	小坂井支所前交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	小坂井支所前交差点	小坂井御津線伊奈南山新田古当1号線交差	愛知県
	市道	伊奈南山新田古当1号線	小坂井御津線伊奈南山新田古当1号線交差	小坂井中学校	豊川市
●小坂井東小学校	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	光道寺丈方線小坂井大堀西浦線交差	豊川市
	市道	小坂井大堀西浦線	光道寺丈方線小坂井大堀西浦線交差	小坂井東小学校	豊川市
●小坂井高等学校	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	小坂井支所前交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	小坂井支所前交差点	小坂井交差点	愛知県
	一般国道	国道1号	小坂井交差点	宮下交差点	国土交通省
	一般国道	国道151号	宮下交差点	宮下東交差点	愛知県
	市道	宮下欠田線	宮下東交差点	小坂井高等学校	豊川市
小坂井文化センター	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	小坂井支所前交差点	豊川市
	県道	小坂井御津線	小坂井支所前交差点	宿西交差点	愛知県
	県道	白鳥豊橋線	宿西交差点	小坂井文化センター	愛知県
●小坂井西小学校	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	光道寺丈方線小坂井御津線交差	豊川市
	県道	小坂井御津線	光道寺丈方線小坂井御津線交差	西小坂井駅北交差点	愛知県
	市道	藤ノ木縫殿線	西小坂井駅北交差点	藤ノ木縫殿線前芝西小坂井線交差	豊川市
	市道	前芝西小坂井線	藤ノ木縫殿線前芝西小坂井線交差	小坂井西小学校	豊川市

## 別表2-4 拠点間の標準アクセスルート(各拠点防災倉庫～避難所)

※ 色塗りの避難所は風水害時に開設する避難所

### 【小坂井拠点避難地倉庫(小坂井中学校区)】

●避難所対策員配置避難所

	道路種別	路線名	区間		管理者
小坂井文化会館	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	光道寺丈方線小坂井御津線交差	豊川市
	県道	小坂井御津線	光道寺丈方線小坂井御津線交差	小坂井御津線平口新屋線交差	愛知県
	市道	平口新屋線	小坂井御津線平口新屋線交差	平口新屋線伊奈新屋7号線交差	豊川市
	市道	伊奈新屋7号線	平口新屋線伊奈新屋7号線交差	伊奈新屋7号線西小坂井線交差	豊川市
	市道	西小坂井線	伊奈新屋7号線西小坂井線交差	小坂井文化会館	豊川市
●こざかい葵風館	市道	光道寺丈方線	小坂井拠点避難地倉庫	こざかい葵風館	豊川市

# 応援等要請のための連絡事項

第	報
年	月
日	時
分	分

愛知県知事 殿

豊川市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道 府県		市区 町村			
応援等要請日時	年	月	日	時	分	
出動を希望する区域・活動内容						
災害の状況	原子力施設等		被害			
	石油コンビナート等		被害			

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊	後方支援小隊			特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊				消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊				震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊				水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊				その他( )
その他参考となるべき事項(必要資機材等)					

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊
航空 部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
その他参考となるべき事項(必要資機材等)			

＜連絡責任者＞

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX



愛知県知事 殿

豊川市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(1) 連絡先

豊川市 危機管理課

NTT回線電話 0533-89-2194 衛星電話

NTT回線FAX 0533-89-2655

(2) 連絡責任者

危機管理監

(3) 気象状況等

(4) その他

活動拠点 ①陸上自衛隊豊川駐屯地  
②スポーツ公園

愛知県知事 殿

豊 川 市 長

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

愛知県知事 殿

豊川市長

海上保安庁に対する災害の支援要請について

下記のとおり災害の支援要請を依頼します。

記

1 災害の情况及び支援を要請する理由

2 支援を希望する期間

年    月    日 から    年    月    日 まで

3 支援を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(1) 連絡先

豊川市 危機管理課

NTT回線電話 0533-89-2194 衛星電話

NTT回線FAX 0533-89-2655

(2) 連絡責任者

危機管理監

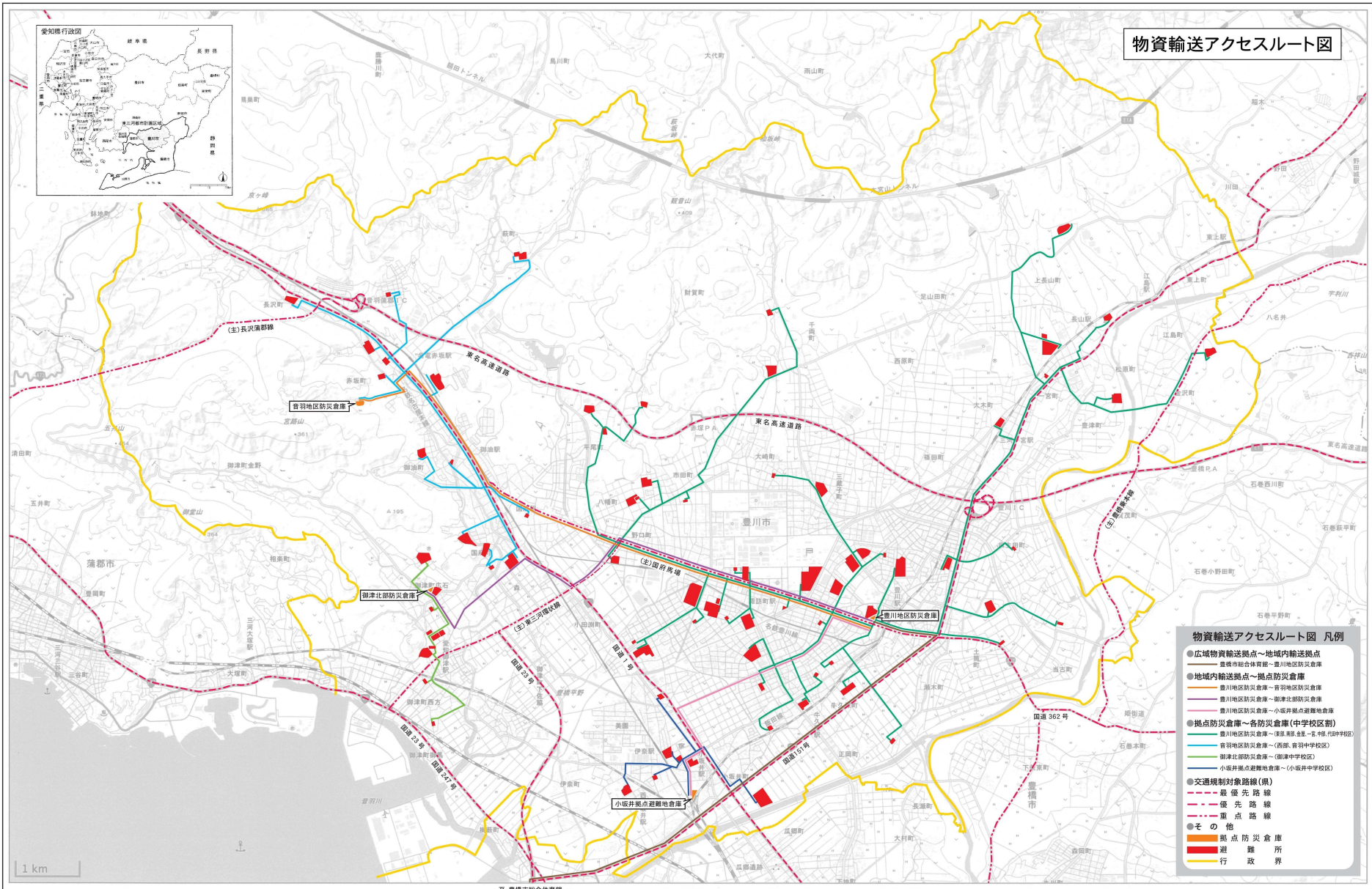
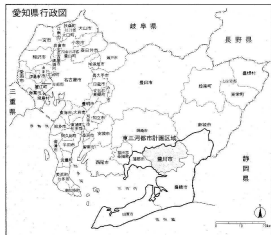
(3) 気象状況等

(4) その他



# 豊川市全図

## 物資輸送アクセスルート図



### 物資輸送アクセスルート図 凡例

- 広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点
  - 豊橋市総合体育館～豊川地区防災倉庫
- 地域内輸送拠点～拠点防災倉庫
  - 豊川地区防災倉庫～音羽地区防災倉庫
  - 豊川地区防災倉庫～御津北部防災倉庫
  - 豊川地区防災倉庫～小坂井拠点避難地倉庫
- 拠点防災倉庫～各防災倉庫(中学校区別)
  - 豊川地区防災倉庫～深田、新金屋、長中、14回中学校区
  - 音羽地区防災倉庫～(西部、音羽中学校区)
  - 御津北部防災倉庫～(御津中学校区)
  - 小坂井拠点避難地倉庫～(小坂井中学校区)
- 交通規制対象路線(県)
  - 最優先路線
  - 優先路線
  - 重点路線
- その他
  - 拠点防災倉庫
  - 避難所
  - 行政界

1 km

豊川市広域受援マニュアル

平成29年3月作成

平成29年7月改定

令和2年4月改定

令和3年6月改定

令和5年4月改定

発行 豊川市

編集 危機管理課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 (0533)89-2194

FAX (0533)89-2655